

# かすみがうら市地域福祉計画 (案)

---

---

「ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり」

---

---

平成 20 年 3 月

かすみがうら市



# 目次

## 第1部

第1章	計画策定にあたって	.....
第1節	計画策定の背景・趣旨	.....
第2節	計画の性格・位置づけ	.....
第3節	計画の期間	.....
第4節	社会福祉制度改革について	.....
第2章	計画の基本的な考え方	.....
第1節	計画の理念	.....
第2節	計画の基本目標	.....
第3節	計画の体系	.....
第3章	かすみがうら市の現状	.....
第1節	市の地域特性	.....
第2節	地域福祉に関連する指標	.....

## 第2部

第1章	住民参加による地域福祉の推進	.....
第1節	地域福祉意識の高揚	.....
第2節	人権意識の啓発・権利擁護の推進	.....
第3節	地域福祉を担う人づくり	.....
第2章	健康づくりと安心できる医療の確保	.....
第1節	健康づくりの推進	.....
第2節	保健・医療・福祉の連携強化	.....
第3章	利用しやすい福祉サービスの実現	.....
第1節	地域ケア体制の充実	.....
第2節	相談・指導体制の充実	.....
第3節	各種福祉サービスの充実	.....

第4章	住みやすく安全な福祉のまちづくり	.....
第1節	就労・社会参加に向けた支援	.....
第1節	安全・快適な福祉の環境づくり	.....
第2節	防犯・防災対策の強化	.....
第5章	地域資源を生かす体制づくり	.....
第1節	地域福祉施設の充実	.....
第2節	福祉団体の育成・支援	.....
第3節	地域・家庭の連携促進	.....
第6章	連携・協働による計画の推進	.....
第1節	庁内推進体制の整備	.....
第2節	社会福祉協議会との連携強化	.....
第3節	団体・事業者との連携推進	.....
第4節	行政区の円滑な運営の促進	.....
第5節	圏域による地域福祉推進の検討	.....
第6節	広聴活動の充実	.....
第7節	計画の点検・進行管理	.....
<b>資料編</b>		
	かすみがうら市地域福祉計画策定委員会設置要綱	.....
	かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員名簿	.....
	社会保障審議会福祉部会資料	.....
	住民意識調査結果の概要	.....

# 第 1 部

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 第 1 節 計画策定の背景・趣旨

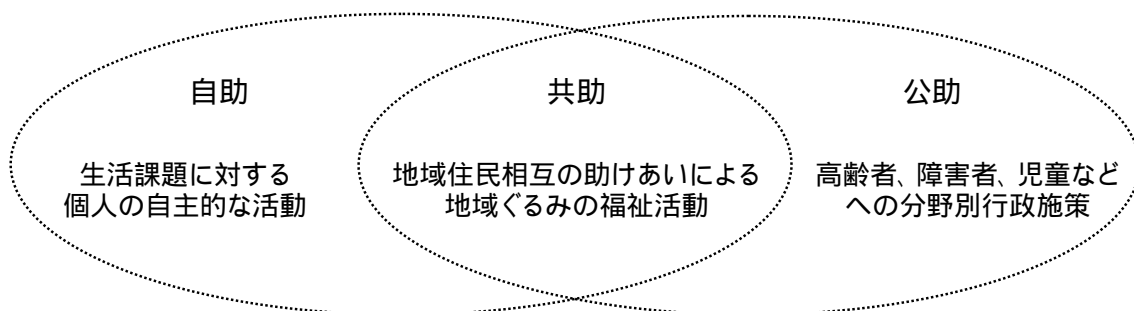
わが国では、少子高齢社会の到来、産業の空洞化、近年の経済不況などもあり、高齢者や障害のある人などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

一方で、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、人々のつながりも希薄化しつつあります。こうした社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっています。地域福祉計画は、人とひととのつながりを基本として、地域住民が相互に支えあう地域ぐるみの福祉を推進していくための計画です。

平成 12 年に改正された社会福祉法においては、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、これからの地域福祉は、特定の人に対するサービスとしてではなく、地域住民すべてにとっての社会福祉として、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくべきことが示されています。

かすみがうら市は、平成 17 年 3 月の合併以来、住民と行政の協働によるまちづくりを進めているところですが、今後は、地域福祉の推進を一つの柱としていくことが重要です。本市に居住している誰もが、住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすことができるよう、自助（個人の努力）、共助（相互の助け合い）、公助（公的な制度）による地域ぐるみの福祉を推進していく必要があります。

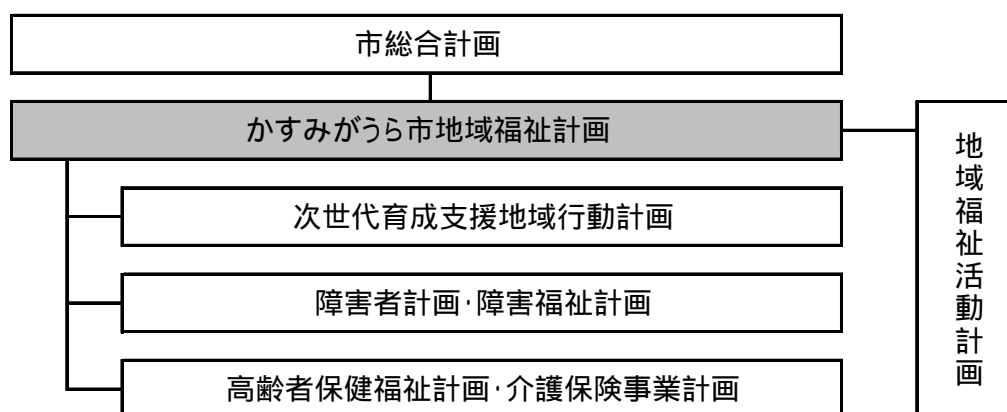
本計画は、社会福祉に対しての地域住民の理解と協力を促すとともに、住民、行政、関係機関が連携して、共に生きる心豊かなかすみがうら市の実現を目指して策定するものです。



## 第2節 計画の性格・位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針であるかすみがうら市総合計画の部門別計画としての性格を有し、本市の地域福祉の向上と住民参加の促進のために、市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、本計画は、高齢者、障害のある人、児童等の福祉に関連する他の分野別計画の上位計画として、本市の福祉施策の基本的な方向性を示すとともに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りつつ、本市における総合的な地域福祉を推進するものです。



## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、中長期的な展望を踏まえ、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。なお、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
かすみがうら市地域福祉計画									
かすみがうら市総合計画(平成19～28年度)									
前期基本計画									
					後期基本計画				

## 第4節 社会福祉制度改革について

国が進めている「社会福祉基礎構造改革」では、今後増大する福祉ニーズに対応していくために、住民参加によるみんなで支える仕組みづくりや、サービス利用者による選択を明確にした「契約による福祉サービス」の展開を図っています。

これに伴い、行政の役割は「給付＝措置」から、サービスの質の確保や情報公開・住民参加など、契約による福祉サービスを保障する環境づくりへと転換されることになりました。

社会福祉構造改革を受けて、平成12年に改正された社会福祉法では、これからの社会福祉の基本理念の一つとして、「地域福祉の推進」が掲げられ、福祉サービス提供体制の確保などに関する国及び地方自治体の責務や、地域福祉計画について定められています。

### 社会福祉法

#### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の理念

かすみがうら市総合計画では、「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を将来都市像として、次の5つの基本目標を掲げて本市のまちづくりを推進しています。

1. 自然と調和した快適なまちづくり
2. 健やか・安心・思いやりのまちづくり
3. 豊かな学びと創造のまちづくり
4. 活力ある産業を育てるまちづくり
5. みんなでつくる連携と協働のまちづくり

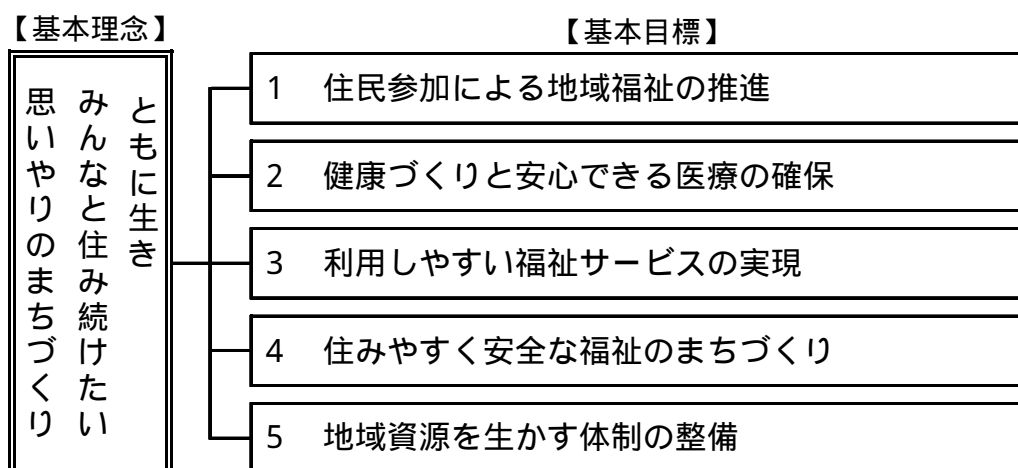
市総合計画の将来像及び基本目標を踏まえ、本計画では、

**「ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり」**

を基本理念として、互いに助けあい、支えあう地域社会の形成に努めます。

### 第2節 計画の基本目標

上の基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を立て、各種施策・事業の着実な推進を図ります。



## 1．住民参加による地域福祉の推進

地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、また、NPO法の成立など、新たな活動の基盤整備も進められています。こうした状況を踏まえ、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図りながら地域福祉を推進していくことが重要です。

市では、福祉に関する広報啓発活動や福祉教育の充実による住民の意識高揚を図るとともに、ボランティア活動への支援、福祉に関する人材の育成などによる住民参加を促し、多様な主体の連携による地域福祉の推進を図ります。

## 2．健康づくりと安心できる医療の確保

高齢化の進行や食習慣、運動習慣などのライフスタイルの変化により、生活習慣病を中心とした疾病構造へと変化し、地域福祉を支える基盤として、誰もが住みなれた地域で自立した生活を維持できるよう保健・医療サービスの充実が求められています。

市では、生活習慣病の予防・早期発見・治療のために各種健診事業をはじめとした保健サービスの充実に努めるとともに、住民の自主的な健康づくりに向けた取り組みを推進します。また、保健・医療・福祉の連携強化により、住民が適切なサービスを受けることができるよう努めます。

## 3．利用しやすい福祉サービスの実現

地域住民の生活課題は、保健・福祉・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせ、多様なサービスが連携を図って総合的に提供されることが求められています。

市では、高齢者や障害のある人、子育て世帯、低所得者など福祉サービスへのニーズの高い人たちへの相談・指導体制の充実などにより、地域ぐるみによる支援体制の構築を図ります。また、福祉サービスを必要とする誰もが、必要なときに適切な情報を入手できるよう情報提供の更なる充実に努めます。

#### **4．住みやすく安全な福祉のまちづくり**

地域生活を営む基盤として、誰もが社会参加できる環境整備を進めていくことが重要であり、そうした環境整備としては、地域活動への参加機会または就労機会の確保と、高齢や身体の状態にかかわらず、自由に行動できる社会環境の整備を推進していく必要があります。

市では、子育て家庭に対する仕事と子育ての両立支援、高齢者や障害のある人の就労機会の拡大及び活動参加への支援と、そのための環境整備を図ります。また、バリアフリー化などによる生活環境の整備と移動に関する支援の充実や、防犯・防災体制の強化により、住みよい安全なまちづくりを目指します。

#### **5．地域資源を生かす体制の整備**

地域住民の抱える福祉に関する様々な課題については、各種福祉サービスの提供体制を充実していくとともに、関係団体及び地域住民自らによる課題解決のための取り組みを推進していくことが求められています。

市では、地域住民・団体の活動拠点として、新たな地域福祉の拠点を整備するとともに、公民館等の活動の場の提供と適切な維持管理に努めます。また、市内で活動している各種団体間の連絡調整・ネットワーク化を図るなど、更なる地域福祉の展開に向けた活動支援や、地域・家庭の連携による子育て・青少年育成等の活動支援を進めます。

### 【住民意識調査の主な結果】

平成 19 年 9 月～10 月にかけて、本市在住の 16 歳以上の 2,000 人を対象に実施した本計画策定のためのアンケート調査では、807 人（回収率 40.4%）が回答し、以下のような結果を得ました。なお、アンケート結果の概要は P67 以降に掲載してあります。

#### （１）今後の居留意向

「いつまでも住み続けたい」と「なるべく住み続けたい」をあわせて、全体の 8 割以上が今後も本市に住み続けたいと回答しています。

#### （２）福祉への関心

全体の 9 割近くが、福祉に関心があると回答し、「高齢者の福祉」への関心が最も高く、「地域の福祉」がそれに次いでいます。

#### （３）地域の関係

身近な地域のまとまりや、相互の助け合いについては、どちらも約半数の方が肯定的に回答しています。また、地区行事への参加については、参加しているとの回答が 7 割以上となっています。

#### （４）日常生活の手助け

地域の人に現在助けてもらっていることは、「安否確認の声かけ」、「趣味などの話し相手」が多く、また、今後助けてほしいことは、「緊急時の手助け」、「安否確認の声かけ」、「子どもの通学路の見守り」の順となっています。

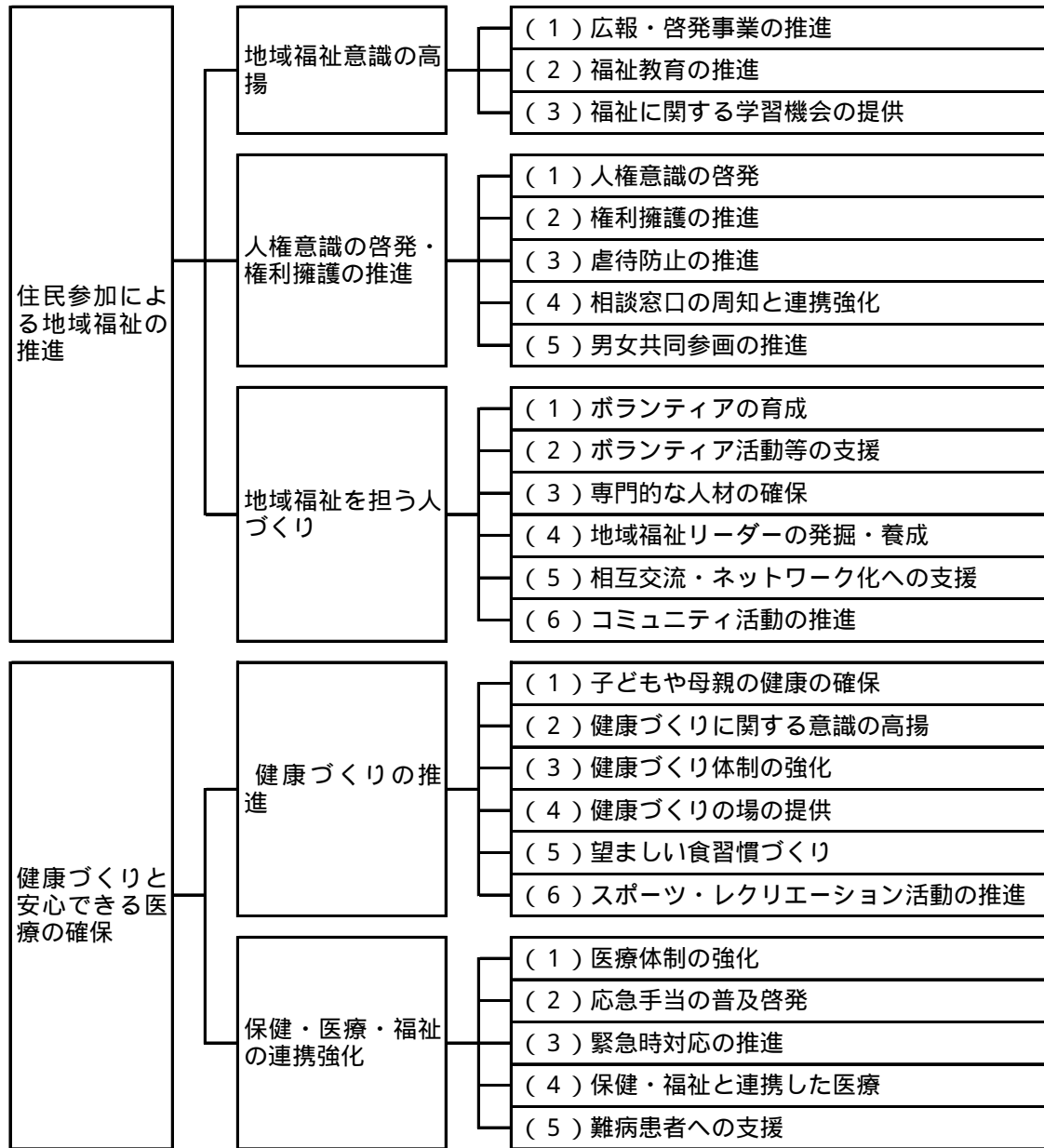
#### （５）ボランティア活動

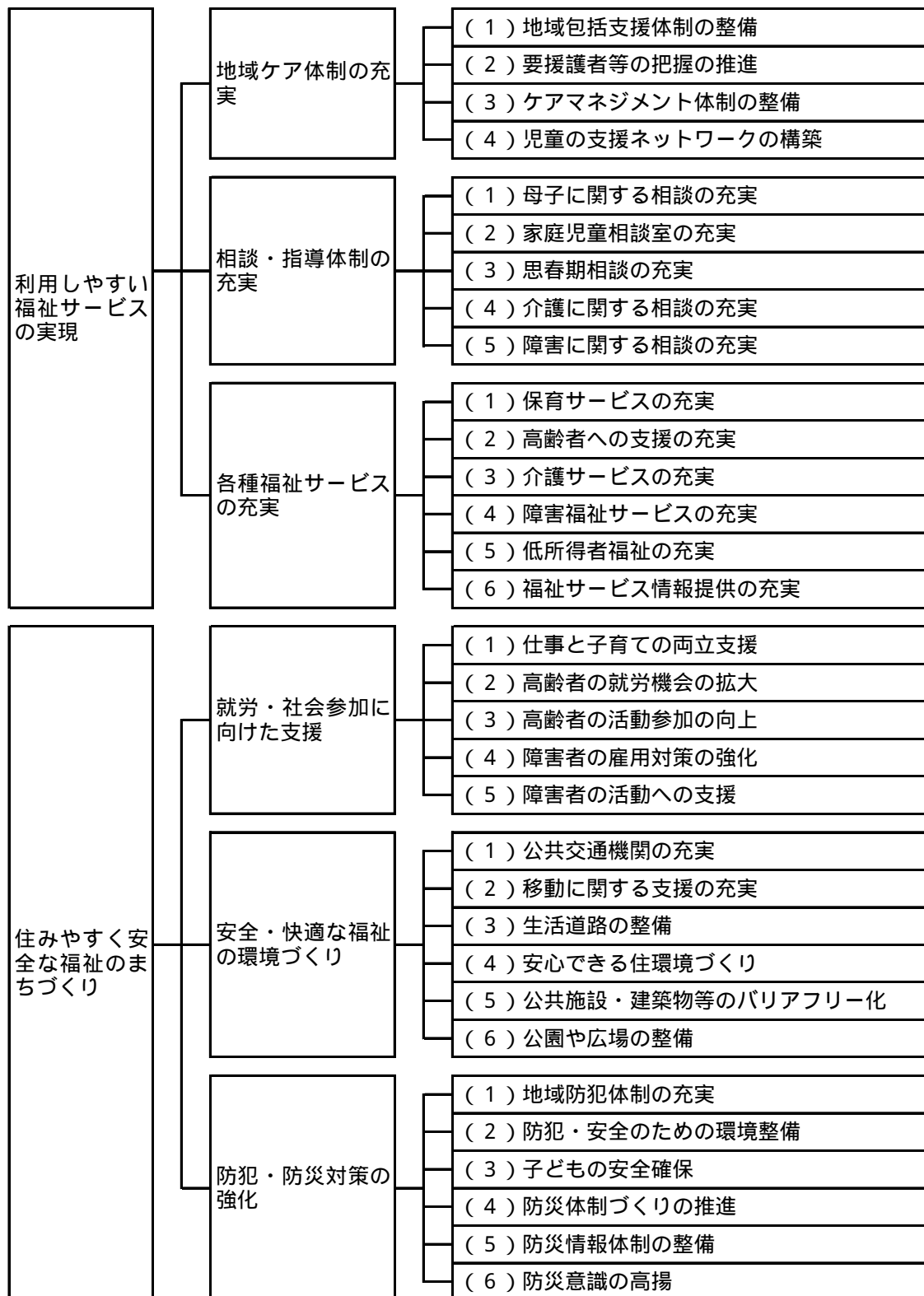
ボランティア活動の経験がある方は、全体の約 3 割となっていますが、今後のボランティア活動の希望については、参加したいとの回答が約半数となっています。

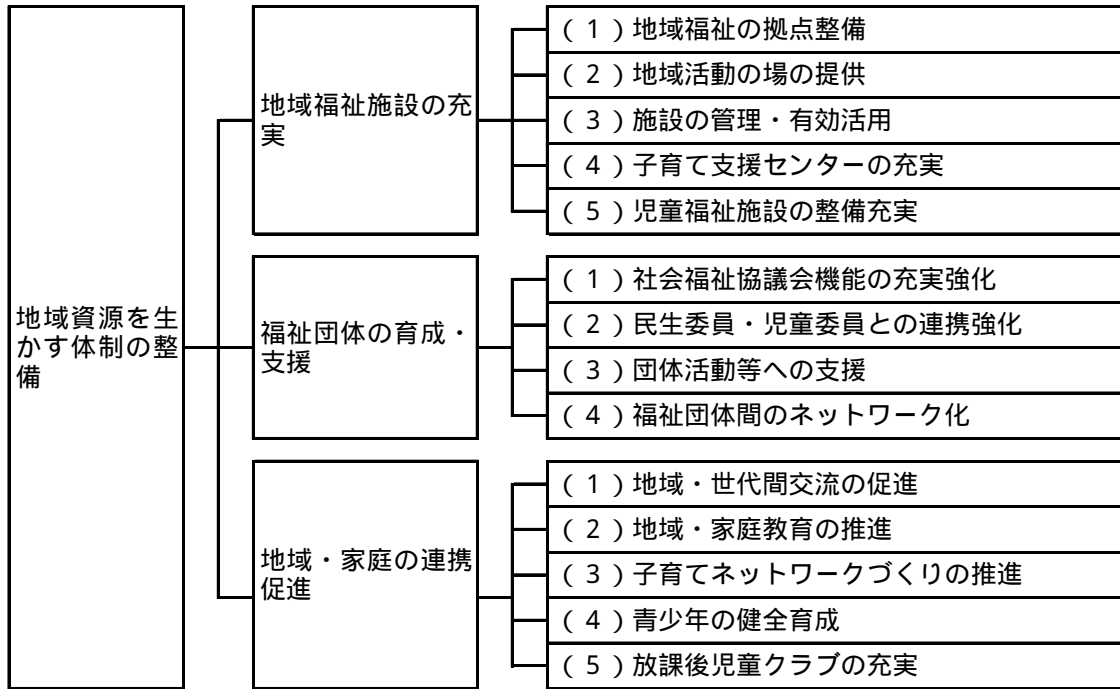
#### （６）福祉サービス情報

福祉サービス情報について、入手できていないと感じる割合が約 6 割となっています。また、福祉サービスの情報入手源については、市役所の窓口や広報紙、地域の回覧板が上位回答となっています。

### 第3節 計画の体系







## 第3章 かすみがうら市の現状

### 第1節 市の地域特性

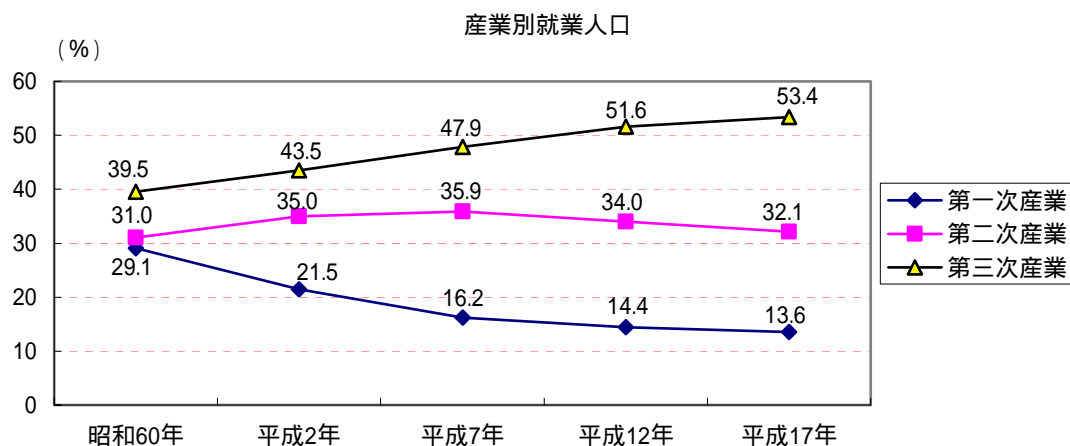
#### 1. 地理的特性

かすみがうら市は、霞ヶ浦と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置する田園都市です。市の大部分は、標高25m前後の常陸台地で、西端の山々から霞ヶ浦湖岸の低地へと続くなだらかな地形を有し、距離は南北に約16km、東西に約19.5km、総面積は、118.77km<sup>2</sup>となります。

台地には畑や平地林、低地には水田が広がり、霞ヶ浦沿岸では内水面漁業も行なわれています。さらに、JR常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化が進展しています。

#### 2. 産業

市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業などの農林水産業と、立地条件に恵まれて集積してきた商工業がバランスよく発展しています。産業別就業人口は、近年では第一次産業が減少し、第三次産業の割合が5割を超えています。



資料：国勢調査

#### 3. 公共交通

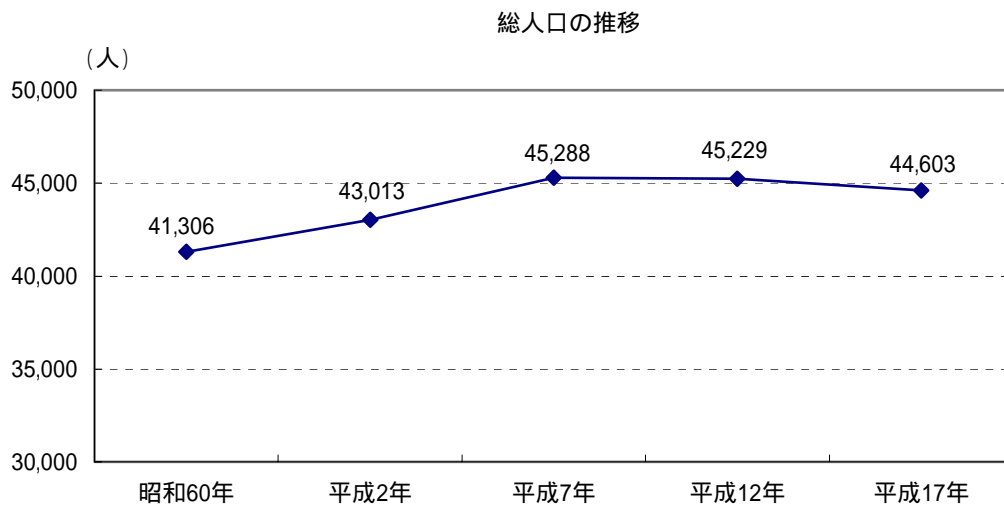
幹線交通網として、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジが置かれている常磐自動車道、国道6号、国道354号を有しています。また、コミュニティバスが、市内の各地域を巡回し、主な公共施設などを結んでいます。



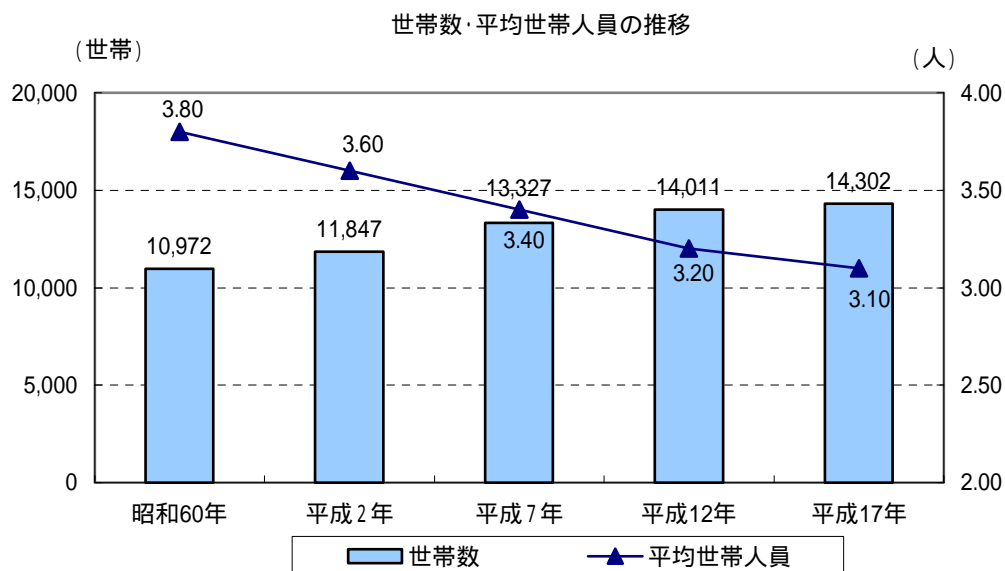
## 第 2 節 地域福祉に関連する指標

### 1. 総人口・世帯数

国勢調査による市の総人口は、平成 7 年以降は横ばいとなっており、平成 17 年現在で 44,603 人となっています。また、世帯数は増加し、平均世帯人員(一世帯あたりの人員)は減少しています。



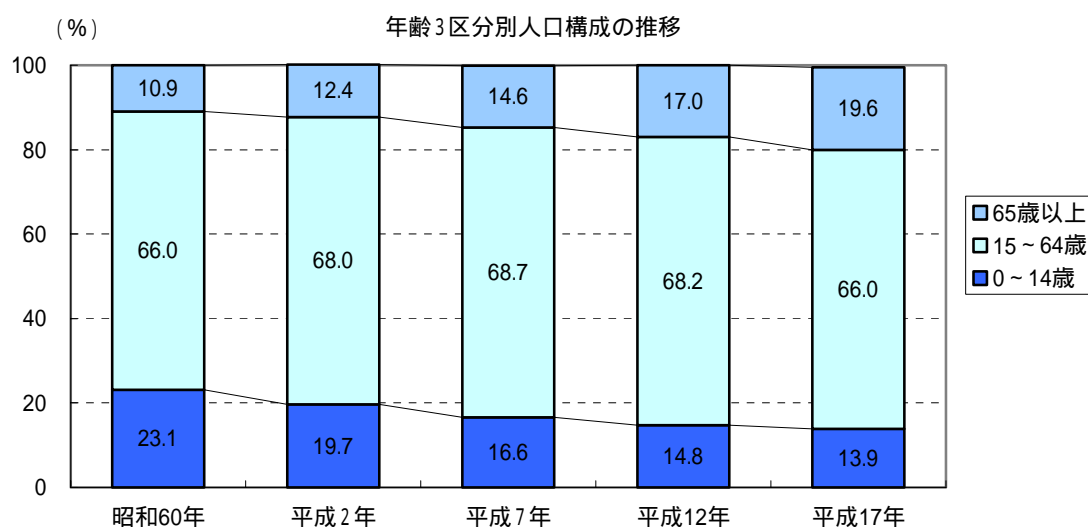
資料：国勢調査



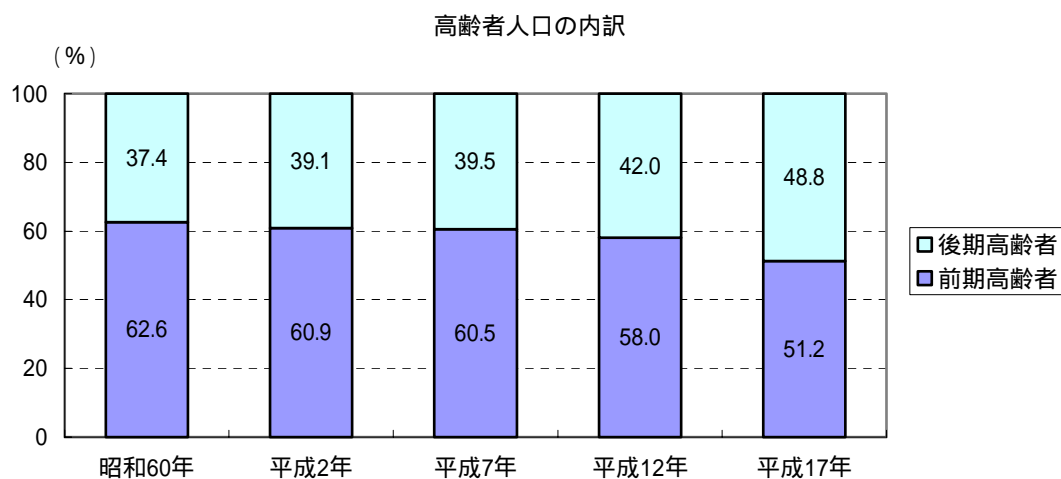
資料：国勢調査

## 2. 人口構成

年齢3区分別の人口構成の推移をみると、0～14歳の年少人口が減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加し、少子高齢化の傾向が明らかとなっています。また、高齢者人口についてみると、平成17年には前期高齢者（65歳以上75歳未満）と後期高齢者（75歳以上）の割合がほぼ半々となっています。



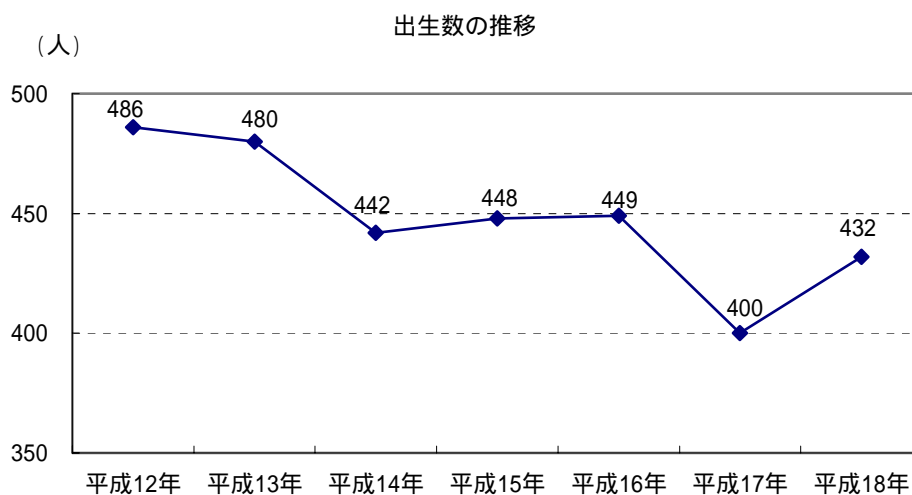
資料：国勢調査



資料：国勢調査

### 3. 出生数の推移

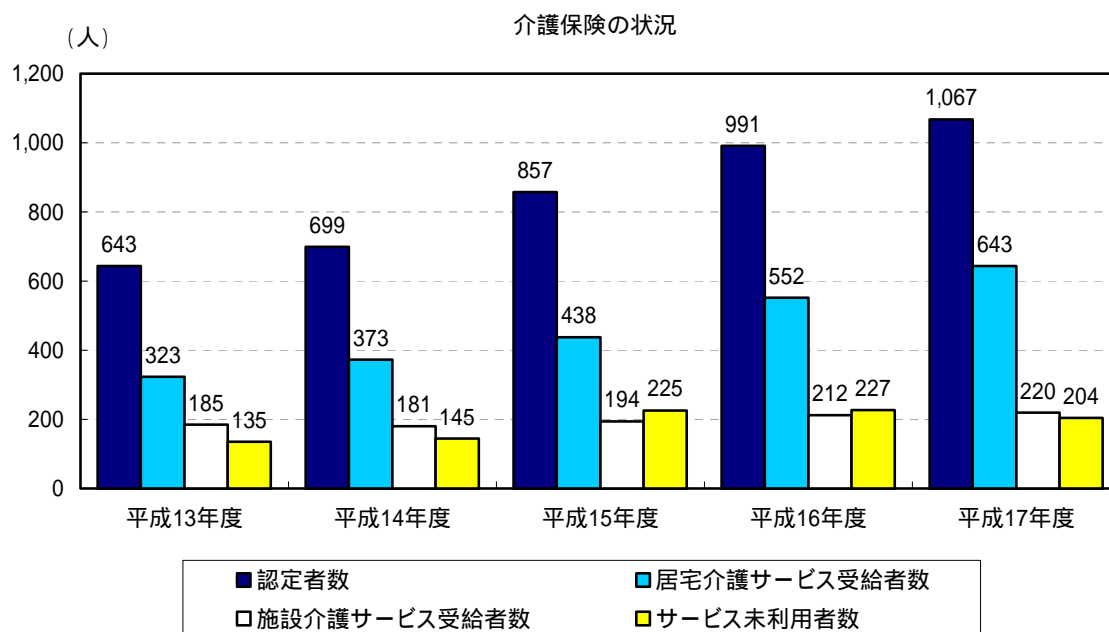
出生数は年々減少傾向にあり、平成17年は400人と過去最小となりましたが、平成18年はやや改善しています。



資料：常住人口調査

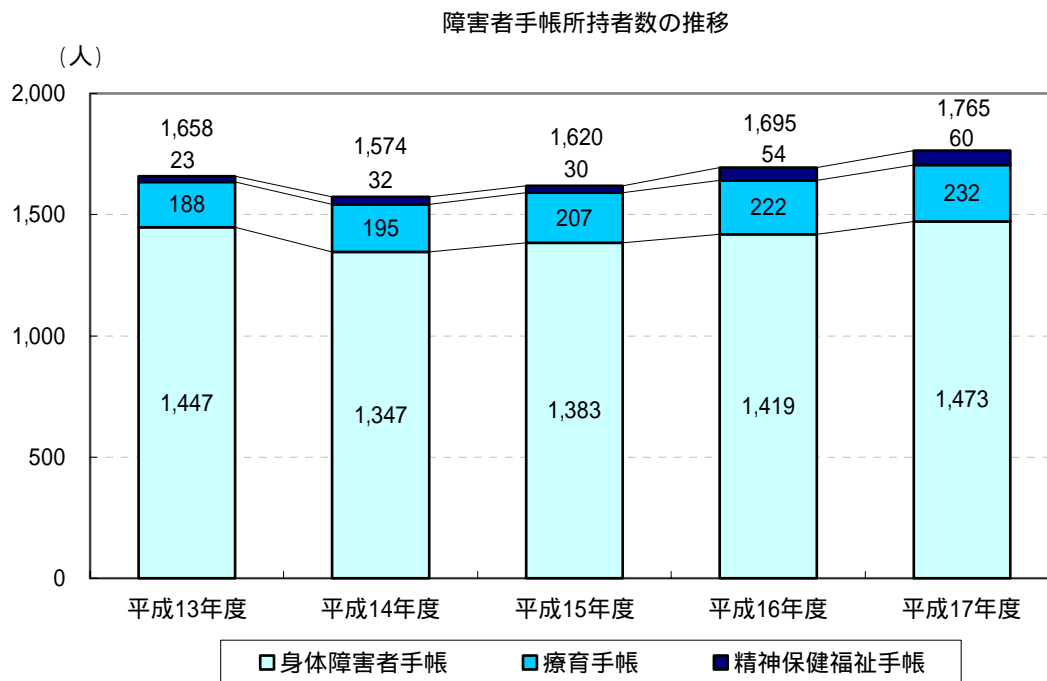
### 4. 介護保険の状況

介護保険の状況について、認定者数は年々増加し、平成17年度は1,067人に達しています。それに対して、居宅介護サービス受給者数は増加、施設介護サービス受給者数は微増の傾向にあります。



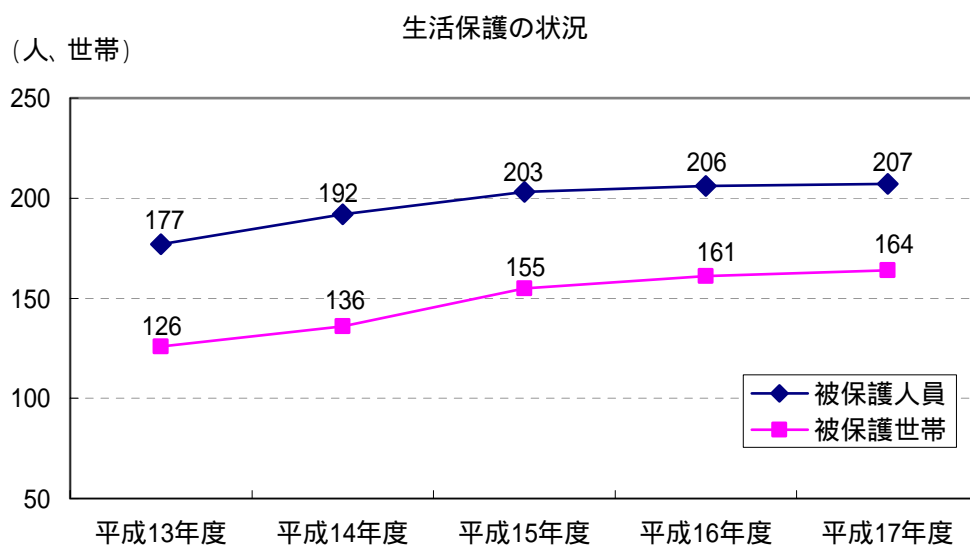
## 5. 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、3障害ともに近年増加の傾向にあり、平成17年度は1,765人となっています。



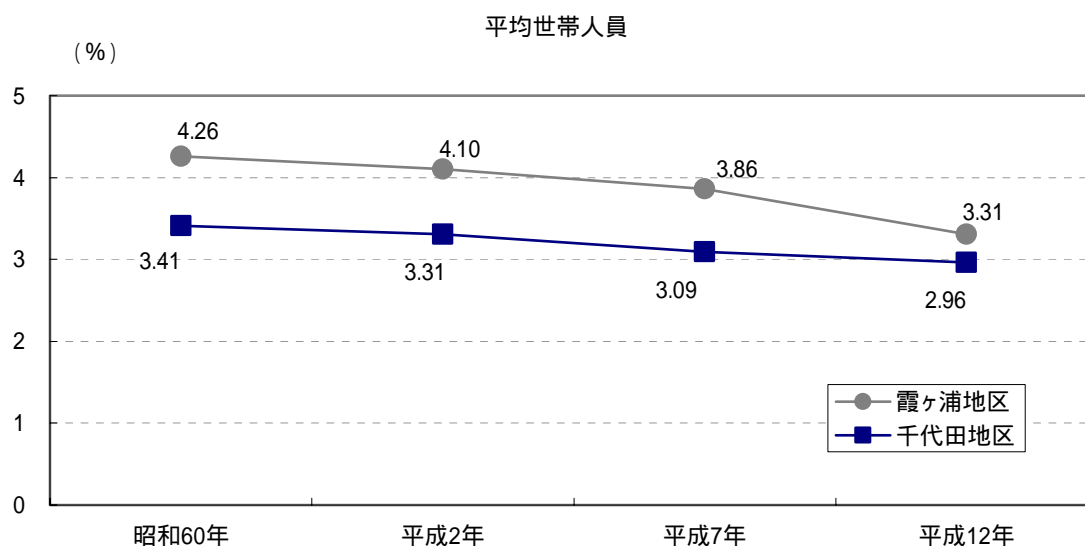
## 6. 生活保護の状況

平成17年度における生活保護の被保護人員は207人、被保護世帯は164世帯で、平成15年度以降は微増となっています。

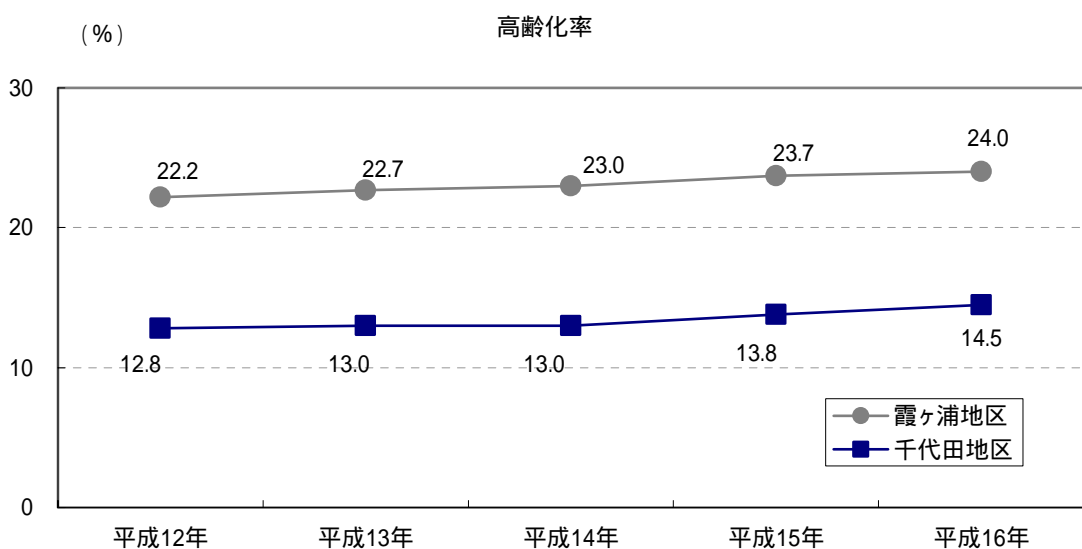


## 7. 地区別の状況

平均世帯人員と高齢化率について、地区別の状況を見ると、霞ヶ浦地区と千代田地区で平均世帯人員の差は小さくなってきています。一方、高齢化率については、両地区間で10%程度の開きがあり、霞ヶ浦地区では高齢化が著しくなっています。



資料：国勢調査



## 第 2 部

# 第 1 章 住民参加による地域福祉の推進

## 第 1 節 地域福祉意識の高揚

### 【現状と課題】

わたしたちの地域には、高齢者や障害のある人、小さな子どもがいる家庭など、何らかの手助けや支援を必要としている様々な人たちが住んでいます。

地域福祉は、こうした人たちが抱える生活上の課題を、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に、互いに助けあい支えあうことで、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みです。

本市では、福祉に関して「広報かすみがうら」や市ホームページ、パンフレット等による各種情報提供を行ってきたほか、住民を対象とした福祉に関する講座の充実、市内の小中学校においては、福祉施設の訪問や体験などの福祉教育を推進しています。

平成 19 年度に実施した本計画策定に伴うアンケート調査（以下「平成 19 年度調査」という。）では、福祉について何らかの関心のある人は 8 割を超えており、住民の福祉についての意識は非常に高いと考えられることから、今後はさらに地域の連帯感を強め、住民相互の助けあいや支えあいの関係づくりを進めていく必要があります。

### 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### (1) 広報・啓発事業の推進

広報かすみがうら、市ホームページ、各行政区などを通じて地域福祉に関する広報・啓発事業を推進します。また、地域での子育てや障害への理解、高齢者を敬う意識等の啓発に努めます。

子どもを社会で育てる意識の啓発  
障害についての理解・啓発  
障害のシンボルマークの広報・周知  
敬老推進

### (2) 福祉教育の推進

福祉の心を育てるため、市内の小学校・中学校においては、「総合的な学習の時間」をはじめ、学校教育活動を通して福祉施設の訪問や体験などによる福祉教育の充実に努めます。

### (3) 福祉に関する学習機会の提供

福祉に関する講演会やイベント等を開催するほか、住民の要望に応じて福祉に関する講座等の学習機会の提供に努めます。



## 第 2 節 人権意識の啓発・権利擁護の推進

### 【現状と課題】

国では、基本的人権を保障した憲法に基づいて人権に関する諸制度の整備が進められてきましたが、近年の人権意識の高まりの中で、あらゆる人権問題の解消をめざして新たな取り組みが進められています。

法的な取り組みとしては、平成 12 年に、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発に関する責務を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成 14 年には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

市では、人権啓発やノーマライゼーションへの理解を深めるために、障害者週間の広報活動や、市の広報誌やホームページを活用した広報活動を行っています。また、福祉サービス等の利用への支援としての日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の推進に努めています。

近年では、児童や高齢者への虐待が大きな社会問題となっており、関係機関等とネットワーク体制を構築するなど虐待防止に向けた取り組みを推進していくことが重要です。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けている女性への相談支援・保護も重要な問題となっています。

さらに、平成 19 年度調査では、「障害のある人に対する理解が不足している」という声もあり、特に精神障害のある人への理解が進んでないと考えられることから、理解促進のための普及啓発を進めていく必要があります。

ノーマライゼーション：障害のある人が健常者と同じように社会生活を営むことができるようあらゆる環境を改善していくこと。

日常生活自立支援事業：地域福祉権利擁護事業の名称変更。認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、財産管理や身上監護を成年後見人等が行う仕組み。

DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫や恋人など親しい間柄にある男性からの暴力。または、家庭内の様々な形態の暴力。

## 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### (1) 人権意識の啓発

女性に対する暴力や人権侵害などの防止を図るため、啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。

また、小学校・中学校における人権教育、人権週間やイベント等での人権擁護活動を通して、障害のある人に対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重の意識を高める人権擁護活動を推進します。

### (2) 権利擁護の推進

福祉サービスの利用や金銭管理等に支援が必要な高齢者や障害のある人に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の制度について積極的な周知を図ります。

### (3) 虐待防止の推進

児童虐待の予防に努めるとともに、虐待が認められる家庭に対しては、児童相談所や福祉事務所、民生・児童委員等との連携により、家族への支援に努めます。また、民生委員や介護関係者らによる虐待防止ネットワークを整備し、高齢者への虐待防止に取り組みます。

虐待防止・対応講座

虐待相談事業

見守りサポート事業

虐待防止ネットワーク整備

#### **(4) 相談窓口の周知と連携強化**

成年後見制度、高齢者虐待、介護や認知症などの問題に関し、市や県の相談センター、保健所などの相談窓口を周知するとともに、各相談機関の連携体制の充実強化に努めます。

#### **(5) 男女共同参画の推進**

男女共同参画による地域づくりの実現を目指し、地域・家庭・学校教育・職場等において意識の啓発に努めます。

### 第 3 節 地域福祉を担う人づくり

#### 【現状と課題】

市では、行政及び社会福祉協議会を中心に、住民の協力を得ながら、助け合い運動や募金活動をはじめとする地域福祉活動を行っているほか、福祉や環境など様々な分野でボランティア活動が行われ、住民と行政が協力しながら地域づくりに努めています。

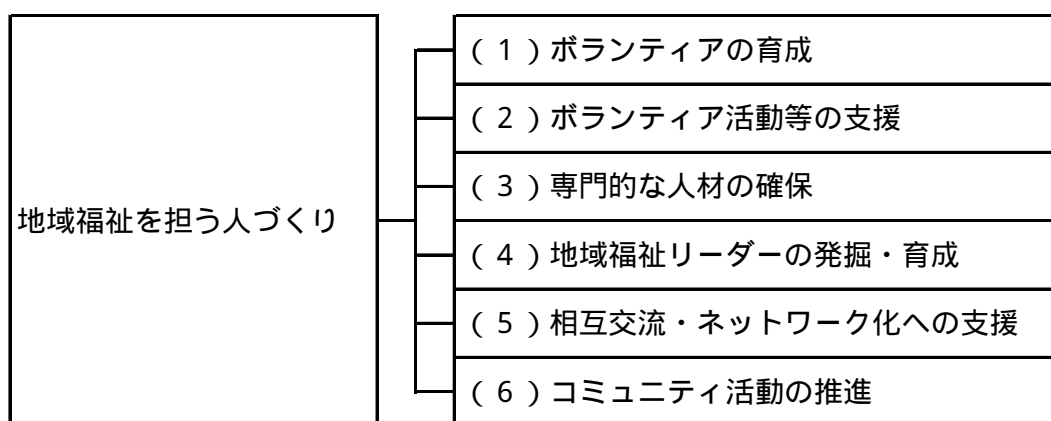
地域福祉の担い手としては、行政や社会福祉協議会だけでなく、自治会や行政区といった地縁組織、地域住民、高齢者や障害のある人などの当事者、ボランティアやNPOなど多様な参加を促していく必要があります。

ボランティアについては、市社会福祉協議会にボランティアセンターを設置して、ボランティアに関する情報提供や養成講座等の各種事業を実施しており、平成 19 年 4 月現在、登録されているボランティアサークルが 26 団体あり、様々な活動をしています。

平成 19 年度調査では、現在何らかのボランティア活動に参加している住民は約 1 割に対して、今後できれば参加したいという回答は約 5 割に達しており、参加機会の拡充を図っていく必要があります。

また、高齢化が進み、団塊世代の退職も進む中で、豊かな経験や知識を生かし、地域づくりの担い手やリーダーとして高齢者に期待される役割は大きいことから、ボランティアのネットワーク化や活動の場の提供などを通じて、高齢者の活動への参加を促していく必要があります。

#### 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### (1) ボランティアの育成

地域福祉活動の推進力となるボランティアを育成するため、各種ボランティア講座の充実に努めるとともに、ボランティアの登録・組織化を図り、必要とする方への情報提供を行います。

### (2) ボランティア活動等の支援

住民が積極的にボランティアに参加できるよう環境づくりを進めるとともに、地域の特性を生かした住民の自主的な地域活動や、地域づくり活動を支援します。また、NPO法人等の活動支援について検討します。

### (3) 専門的な人材の確保

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事など、福祉を支える専門的な人材の確保に努めます。

### (4) 地域福祉リーダーの発掘・養成

地域住民が主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、各種事業を自主的に展開できるリーダーの発掘と養成に努めます。

### (5) 相互交流・ネットワーク化への支援

住民の自主的活動の活性化に向けて、相互交流や連携、ネットワークの形成を支援します。また、住民や団体間の連絡調整等を行う地域福祉コーディネーターの養成・確保に努めます。

### (6) コミュニティ活動の推進

住民のコミュニティへの参加を促進するとともに、コミュニティ組織や各種団体の支援と交流・連携体制の整備を図り、多様な主体の連携によるまちづくりを推進します。

地域福祉コーディネーター：保健福祉に関する相談、地域の課題についての把握、地域で活動している福祉団体等の連絡調整等の役割を担う人。
---

## 第2章 健康づくりと安心できる医療の確保

### 第1節 健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

近年では、人口の高齢化と食生活の変化、運動不足などのライフスタイルの変化とともに、がん（悪性新生物）、心臓病（心疾患）、脳卒中（脳血管疾患）、糖尿病などの生活習慣病が増加し、これに起因して寝たきりや認知症などの要介護者も増加しています。

市では、生活習慣病の予防・早期発見・治療のため、各種健診事業を実施し、市保健センターを拠点に、住民の疾病予防、健康増進を図るため、保健サービスや保健指導を実施しています。

平成20年度からは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方を取り入れた特定健診・特定保健指導がスタートし、疾病予防対策の更なる充実が求められています。

乳幼児期からの健康づくり対策としては、乳幼児健康診査を実施し、発達に遅れのみられる乳幼児とその保護者を対象に「にこにこ教室」を開催するなど、健診後のフォロー体制の充実に努めていますが、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化して、早期に適切な療育・支援などを受けられる体制を整備していく必要があります。

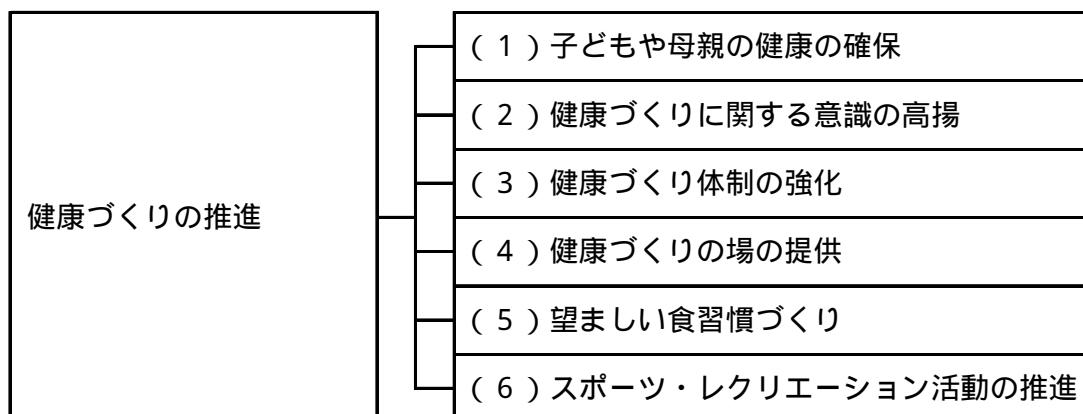
また、一般向けの健康づくり対策としては、市報やパンフレットの配布等による健康づくりの意識啓発に努めてきたほか、スポーツ施設の整備や各種スポーツ・レクリエーションの機会拡充、健康づくり事業（老人クラブ連合会が行う健康づくり事業への支援）にも力を注いできています。

高齢者を対象とした「いきいき健康教室」は公民館を会場として実施しており、地域に身近な健康教室となっています。

平成19年度調査では、今後市が取り組むべき施策として、約2割の人が健康づくり事業の充実を挙げており、福祉・医療との連携の下に、健康づくり対策を推進していく必要があります。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪型肥満によって、生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満など）になりやすい状態にあること。

## 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### (1) 子どもや母親の健康の確保

一人ひとりの子どもの健康と母親の心の安定を目指し、総合的な母子の健康づくりを推進します。また、乳幼児健康診査での障害の早期発見に努めるとともに、保健所での発達相談、健診後フォロー体制の充実に努めます。

母子健康手帳の交付  
乳幼児健康診査  
予防接種  
歯科健康診査  
にこにこ教室

### (2) 健康づくりに関する知識の普及

心身の健康づくりに関する市報やパンフレットによる情報提供や、特定健診・特定保健指導の充実を図り、住民の健康づくりや疾病予防に関する知識の普及に努めます。

### (3) 健康づくり体制の強化

食生活改善推進員、健康増進推進員などの育成を図り、住民の健康づくり体制の強化に努めます。

#### (4) 自主的な健康づくりの促進

健康づくりの拠点として、保健センターの機能充実を図ります。また、公民館、地域福祉センター、各種スポーツ施設などの公共施設の活用を推進し、住民の自主的な健康づくりを促します。

#### (5) 望ましい食習慣づくり

生涯を通じた健康づくりの基礎として、乳幼児期からの規則正しい食生活習慣の定着を図るとともに、児童生徒の望ましい食習慣づくりに向けて、学校における食育の充実に努めます。

離乳食指導

親子料理教室

食生活改善推進員の活動支援

#### (6) スポーツ・レクリエーション活動の推進

総合型地域スポーツクラブ 等への活動支援により、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる機会を提供します。

総合型地域スポーツクラブ：地域の住民が主体的に運営し、種目や年齢にかかわらず誰もが自由に活動する地域づくりを目指したコミュニティクラブ。



## 第 2 節 保健・医療・福祉の連携強化

### 【現状と課題】

高齢者、障害のある人、子ども、難病患者等は多くの場合、保健・医療・福祉の連携による複数のサービスの提供を必要としています。そのため地域ケア体制の一環として、一体的に提供される必要がありますが、中でも医療体制に関しては、平成 19 年度調査でも約 5 割の人がサービスの充実を取り上げており、今後の施策展開として重要度の高い分野となっています。

本市の医療体制は、土浦市医師会や石岡市医師会に所属する一般病院・診療所や歯科医院・診療所などの医療機関がありますが、高齢化の進行や生活習慣病を中心とした疾病構造の変化に伴い、将来にわたる在宅医療の推進と地域医療の一層の充実が課題となっています。

緊急時の医療、救急業務に関しては、西消防署と東消防署に高規格救急車及び救急救命士が配備されています。急病や交通事故に迅速に対応できる救急体制の整備や、住民・企業などを対象とした応急処置の知識、技術の普及に取り組んでいく必要があります。

障害のある人にとっては、地域で自立した生活を支える適切な保健・医療サービスを実施することが必要です。介護保険サービスとの調和を図りながら、地域リハビリテーション体制が十分確保できる施策の整備が求められています。

また、難病患者に対する支援対策として、医療を中心とした施策の推進とともに、保健・福祉サービスを検討していく必要があります。

### 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### (1) 医療体制の強化

休日・夜間等における初期医療体制や小児医療体制等の充実を図り、医師会や関係医療機関の連携のもと、住民が適切な医療を受けることができるよう医療体制の充実を図ります。

### (2) 応急手当の普及啓発

事業所や住民を対象に、応急手当の知識と技術が広く普及するよう、心肺蘇生法などの講習会の実施に努めます。

### (3) 緊急時対応の推進

必要な高齢者に対して緊急通報用機器を貸与し、日常生活の不安の軽減と緊急時対応の迅速化に努めます。また、障害のある人の急病、事故等に速やかに対応できるよう緊急通報システム事業を推進します。

### (4) 保健・福祉と連携した医療

母子の健康の確保に向けて、かかりつけ医の奨励など地域医療機関との連携を充実します。また、保健・医療・福祉の連携による障害児への発達支援や、障害のある人へのサービス提供体制の充実を図ります。

### (5) 難病患者への支援

医療機関や保健所、県難病相談・支援センター等と連携し、難病患者への支援の方法について検討していきます。

初期医療：風邪で熱が出た、下痢、頭が痛いなどの訴えを開業医がみて診察・治療すること。また、二次医療は、入院して検査を受けるなどの対応を取ること。三次医療は、高度な医療が必要な場合や、重症のため検査や治療を続けること。

## 第3章 利用しやすい福祉サービスの実現

### 第1節 地域ケア体制の充実

#### 【現状と課題】

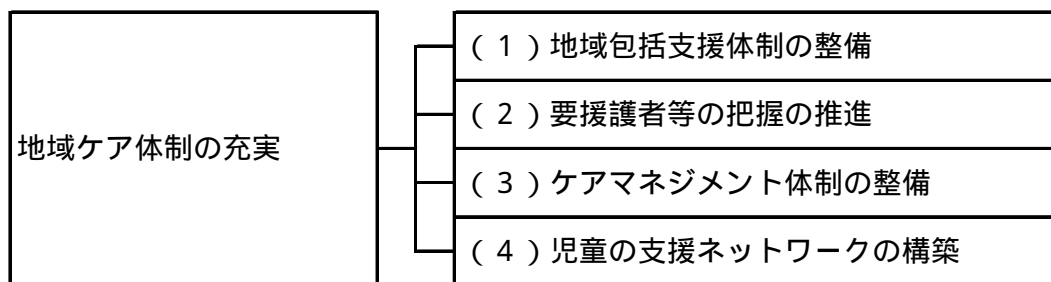
高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の各団体や住民が連携し、地域全体で支えていく社会の仕組みである「地域ケア体制」の確立が重要となっています。

平成18年4月の介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターが創設されましたが、本市においても、高齢者の多様なニーズ・相談に総合的に対応し、介護予防など必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点としての強化を進めていく必要があります。

また、同じく平成18年4月に施行された障害者自立支援法では、障害のある人が、必要とする生活支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るための基盤整備を進めることになりました。このため、障害のある人が各種サービスを適切に選択し利用できるよう、利用者の立場に立ってサービス計画を立てるケアマネジメントの体制整備が求められています。

今後も、これらの新制度に基づく地域ケア体制の整備に努めるとともに、支援を必要とする高齢者や障害のある人など要援護者の把握や、子育てを取り巻く地域の支援体制についても充実していく必要があります。

#### 【施策の体系】



## **【事業の展開】**

### **(1) 地域包括支援体制の整備**

高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心とした、地域包括支援体制の充実を目指します。

### **(2) 要介護者等の把握の推進**

民生委員の協力のもと、独居高齢者や高齢者のみの世帯、要介護者を抱える世帯の状況の把握に努めます。

### **(3) ケアマネジメント体制の整備**

障害のある人一人ひとりのニーズや障害の程度をふまえたサービスの調整等を一貫して行う、ケアマネジメント体制の整備を検討します。

### **(4) 児童の支援ネットワークの構築**

子どもやその家庭に対するきめ細やかな支援のため、福祉・保健・医療・教育の関係機関とのネットワークを構築し、その活用を図っていきます。

## 第 2 節 相談・指導体制の充実

### 【現状と課題】

社会環境が大きく変化していく中で、安心できる地域生活のためには、支援を必要とする人たちへのサービス等に関するわかりやすい情報提供とともに、地域のニーズ把握と専門的な相談体制の充実、また誰もが気軽に相談できる窓口の整備が特に重要です。

市では、子育てに関しては、母子の健康管理への支援とともに、子育てに関する各種の相談活動を行っています。近年では、核家族化などの影響により、子どもの育て方に不安や悩みを抱えている保護者が増えているため、子育て支援センター事業の更なる充実が求められています。

障害のある人に関しては、市の各地区で、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が活動しており、障害者福祉制度についての相談体制の一層の充実を目指しています。また、精神障害のある人等の地域生活を支援するために、「こころの相談」や「障害者相談支援」事業等を実施していますが、今後はさらに、医療機関や相談支援事業者との連携を密にしながら、適切な支援体制を構築する必要があります。

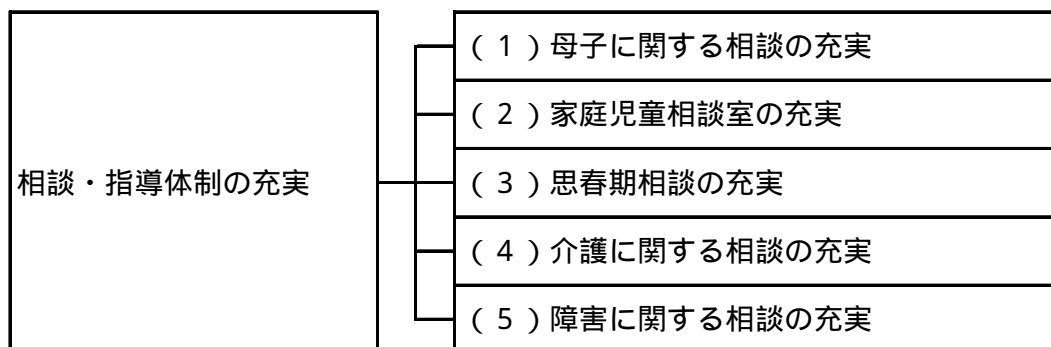
高齢者や介護に関する相談は、地域包括支援センター事業の拡充によって対応していく必要があります。

また、子どもに関して学校内での不登校、いじめの問題は、学校独自の組織で対応しており、スクールカウンセラー や教育相談員を中学校に配置し、生徒の悩み事について相談できる体制づくりに努めています。

そのほか、「心配ごと相談所」や「特設人権相談所」を定期的開設していますが、住民の要望に対応できる相談支援体制の構築のため、専門職員の配置に努めていく必要があります。

スクールカウンセラー：専門的な知識や経験に基づいて、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言・指導を行う人。
--

## 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### ( 1 ) 母子に関する相談の充実

妊娠・出産・産後や育児の不安に適切に対応できるよう専門的なスタッフの確保を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供、相談機会の充実に努めます。

妊婦教室

乳児訪問

はぐくみルーム

育児相談

乳幼児の発達相談（にこにこ教室）

### ( 2 ) 家庭児童相談室の充実

子どもに関する様々な相談ごとや、児童の養育などの悩みを抱えるひとり親家庭に対して、家庭児童相談員による助言や指導を推進します。また、他の相談機関との連携強化により相談業務の充実に努めます。

教育支援センターの相談事業

### ( 3 ) 思春期相談の充実

思春期における健全な心身の成長を育むため、専門機関との連携により思春期（性）相談の充実に努めます。

#### **(4) 介護に関する相談の充実**

介護サービスに関する苦情・相談窓口の連絡体制と処理体制の拡充を図るとともに、苦情・相談体制の周知に努めます。また、介護を行う家族の悩みなどに対する相談・支援体制の充実を図ります。

#### **(5) 障害に関する相談の充実**

精神保健福祉士、保健師等が障害のある人とその家族を対象に実施している「こころの相談」及び「障害者相談支援」事業等の充実に努めます。また、茨城県発達障害者支援センターとの連携により、発達障害のある人（自閉症等）への相談支援に努めます。

早期教育相談支援事業の利用促進  
適切な就学指導の実施

### 第 3 節 各種福祉サービスの充実

#### 【現状と課題】

国においては、地域福祉を推進する上で、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけられる体制を整備し、多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されることが重要としており、本市でも各種サービス提供体制の充実を図っていく必要があります。

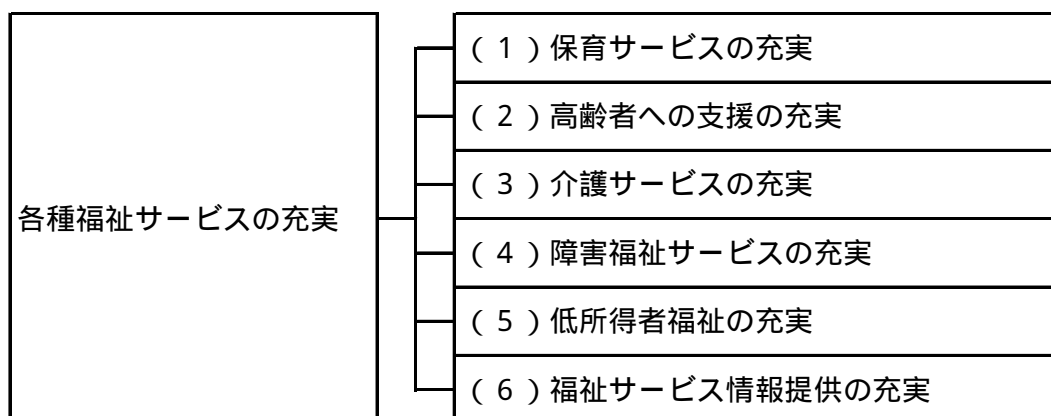
本市の各種福祉サービスの提供に関して、市内には保育所が 10 か所（市立 9 か所、民間 1 か所）あり、多様化するニーズに対応した各種保育サービスの充実に努めるとともに、障害児保育については、集団生活が可能な児童について受け入れを行っています。

高齢者については、介護保険制度に基づく介護サービスと、地域生活の自立支援のための福祉サービスの提供を行っています。高齢者が介護サービスを受けている場合でも、家族介護者の負担は大きいため、家族介護者に対する相談体制やケアの充実に取り組む必要があります。

障害のある人に対しては、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実に努めています。また、低所得者に対しては、関係機関と連携を図り、自立に向けた支援の充実に努めています。

平成 19 年度調査において、福祉サービスの情報入手に関して、「充分に入手できている」または「ある程度入手できている」と回答した人は、1 割を超える程度であったことから、今後も必要な人への情報が十分に届くよう、福祉情報提供の充実に努めていく必要があります。

#### 【施策の体系】





## 【事業の展開】

### (1) 保育サービスの充実

多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを預けられる保育所、地域に開かれた保育所を目指します。また、障害児の受け入れ体制の整備を図ります。

認可保育所における保育事業  
地域の事情を踏まえた保育所等の確保  
ミニ・ファミリーサポート事業  
保育所(園)・幼稚園の延長保育  
送迎バスの運行

認可保育所の状況(各年5月1日現在)

(人)

	保育所数	定員	児童数				
			平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
千代田地区	4か所	620	556	559	557	551	574
霞ヶ浦地区	6か所	455	229	308	317	311	291
合計	10か所	1,075	785	867	874	862	865

保育所数のうち1か所は保育園。

### (2) 高齢者への支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を送ることができるようにするため、福祉サービスの拡充に取り組みます。援助が必要な高齢者に対し、簡易な日常生活の支援を図るための事業を実施します。

### (3) 介護サービスの充実

介護保険サービスの量的拡大に伴い、サービスの適正な利用を推進し、介護給付費の適正化を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

### (4) 障害福祉サービスの充実

障害のある人への福祉サービス情報提供の充実を図るとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを円滑に提供できるように努めます。

#### ( 5 ) 低所得者福祉の充実

生活に困窮する人々の安定した生活に向け、適正な保護の推進を図るとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図り、自立の支援に努めます。

#### ( 6 ) 福祉サービス情報提供の充実

広報かすみがうらや市ホームページ、福祉関連施設等を活用し、保健・医療・福祉に関する幅広い情報の充実に努めます。また、障害のある人などに配慮し、必要とする誰もが円滑に福祉サービス情報を入手できる体制の整備を検討します。

市メールマガジンの周知  
広報誌の音訳設備設置

## 第4章 住みやすく安全な福祉のまちづくり

### 第1節 就労・社会参加に向けた支援

#### 【現状と課題】

健康で豊かな地域福祉社会をつくっていくためには、高齢者や障害のある人が社会参加できる環境整備を進めていくことが重要であり、地域活動への参加機会や就労・就業の機会の確保への期待が大きくなっています。

本市では、高齢者の生きがい対策として、就労支援や学習・趣味活動の支援、地域活動支援などを行っており、就労支援では、シルバー人材センターの運営支援を通じて高齢者の就業に関する情報提供の充実、ハローワークと連携しての就労機会の拡充に努めています。

障害のある人に関しては、障害福祉計画で、就労支援のため地域で基盤整備を進めており、福祉施設から一般就労に移行できるよう就労支援事業者とハローワークの連携を促す体制づくりが求められています。また、福祉的就労の場として、就労継続支援を行う施設や地域活動支援センターの充実を図る必要があります。

高齢者の地域活動に関しては、老人クラブの活動支援や情報提供、公民館講座等での各種講座の開催、活動場所の提供、老人大学での生涯学習の推進などを行っています。一方で、障害のある人の地域活動等への参加は少ないという調査結果があり、市内や地域の各種行事・イベント、障害者団体の集まりを支援するとともに、障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動等についても参加しやすい体制づくりが必要です。

これらの活動参加に関しては、どのような活動があるのか知らない、近くに仲間がいない、参加するための交通手段がないなどの課題があり、対応を図っていく必要があります。

#### 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### (1) 仕事と子育ての両立支援

仕事と家庭生活・地域活動が両立できるよう、事業所の理解と協力を求めていくとともに、雇用情報の提供に努めます。また、子育て中の親の再就職の支援や、多様な就業形態の啓発に努めます。

就労のための資格取得支援

多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上

育児休業制度等の周知と取得促進

### (2) 高齢者の就労機会の拡大

シルバー人材センターやハローワークとの連携を強化し、高齢者向け求人情報など情報提供の拡充に努めます。また、高齢者を対象としたIT講習などを実施し、高齢者の就労機会の拡大を図ります。

### (3) 高齢者の活動参加の向上

各種学習・趣味活動に関する情報提供を拡充するとともに、高齢者の健康づくりや生きがい対策の一環として、老人クラブ活動や趣味の教室、スポーツ大会など各種活動への参加向上を図ります。

#### (4) 障害のある人の雇用対策の強化

障害のある人の雇用対策の強化のため、福祉施設や就労関係機関との連携により自立支援や各種の就労支援などの事業の充実を図るとともに、地域の社会資源の活用に努めます。

茨城県南部障害者雇用センターとの連携

茨城障害者職業センターとの連携

ハローワークとの連携

トライアル雇用 とジョブコーチ 支援の利用促進

#### (5) 障害のある人の活動への支援

障害のある人の社会参加の機会拡大のため、スポーツ大会や文化活動への参加を支援します。また、障害のある人が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動や、そのための手話通訳、移動支援の充実を図ります。

障害のある人が参加しやすい行事の開催

スポーツ・レクリエーション活動の場の提供

市開催のスポーツ大会の充実

障害のある人の作品発表機会の拡充

地域活動支援センターの文化活動

県等主催の文化・芸術事業の周知

トライアル雇用：特定の労働者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。

ジョブコーチ：障害のある人が職場に適應できるよう、職場に直接出向いて支援を行なうと同時に、事業主や従業員に対しては、障害のある人の職場適應に必要な助言を与える。

## 第2節 安全・快適な福祉の環境づくり

### 【現状と課題】

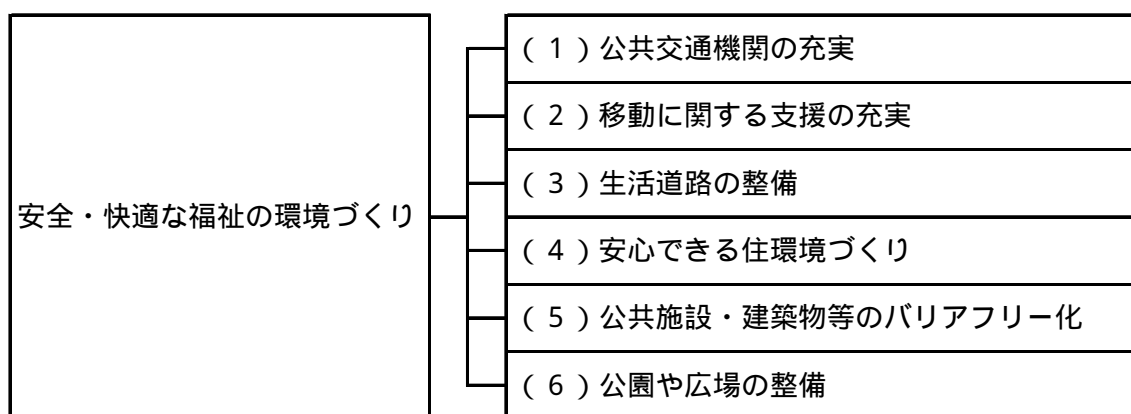
高齢者や障害のある人が住みなれた地域で暮らすには、障害の有無にかかわらず誰もが安心して外出し、自由に行動できる社会環境の整備が不可欠です。そのためには、行動を妨げるバリアとなっているものを取り除き、また一方では、公共交通機関等による移動手段の確保が重要です。

平成 19 年度調査で、今後取り組むべき施策として、移動手段の充実をあげた人は約 1 割となっていました。市では、福祉タクシーの利用助成や、平成 18 年 10 月からはコミュニティバスの運行などに取り組んでいます。

今後は、市内の道路整備により、誰もが安心して利用できるよう道路環境の充実を図るとともに、交通安全施設の整備などと併せ、総合的な交通安全対策が必要とされています。

また、平成 19 年度調査では、公共施設等のバリアフリー化促進を 1 割近くの方があげていました。ハートビル法（平成 18 年 12 月新バリアフリー法として整理）以前に建設された市役所庁舎や小中学校などの公共施設では、バリアフリー化が不十分な状況にあり、対応が必要となっています。

### 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### (1) 公共交通機関の充実

民間バス路線の確保について地域協議会と連携を図り、関係機関に要請します。また、各地区と主要な公共施設を結び、住民が身近に利用できるコミュニティバスの運行を目指します。

### (2) 移動に関する支援の充実

高齢者などの安全な移動を図るため、福祉タクシーの利用に対する助成や、社会福祉協議会による車いす対応車両の貸出事業を推進します。また、福祉車両の有償運送について、NPOなどの新規参入について検討します。

自動車改造・運転免許取得に対する助成

### (3) 生活道路の整備

新バリアフリー法（高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、誰もが安全に通行できるよう、歩道の拡幅、段差の切り下げ、誘導ブロックの設置等の整備を推進します。

### (4) 安心できる住環境づくり

高齢者向けの住宅改修や高齢者対応住宅の整備、重度障害のある人の住宅改修の支援などに取り組みます。

### (5) 公共施設・建築物等のバリアフリー化

公民館、保健センター等の子育て世帯の利用の多い公共施設については、ベビーベッドや小児用トイレの設置に努めます。また、新バリアフリー法を踏まえた民間施設の整備指導に努めます。

### (6) 公園や広場の整備

子どものための広場の機能充実を図るため、環境の整備に対して支援を行います。また、障害のある人が快適に公園を利用できるよう、市内にある公園のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。

バリアフリー：高齢者や障害のある人にとって障壁となる部分を取り除くこと。段差をなくしたり、スロープをつけたりする。

ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体状況などにかかわらず、誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境づくりを行っていかうとする考え方。

### 第3節 防犯・防災対策の強化

#### 【現状と課題】

犯罪をよせつけず、災害に強い、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりには、関係機関との連携や、日頃からの家庭・地域でのコミュニケーションを図っていくことが重要です。

本市でも都市化の進展と核家族化、少子化など社会環境の変化や地域の連帯感の希薄化に伴い、犯罪の発生する要因が増えていることから、今後も関係機関との連携や地域住民との協力のもとに、防犯意識の高揚と防犯対策の強化を図り、安全な地域づくりを進める必要があります。

また、防災に関しては、地域防災計画において、災害時要援護者に対する円滑な情報伝達、避難及び救助について定めていますが、防災意識の啓発や自主防災組織の育成とともに、障害のある人や高齢者などの災害弱者対策の強化を図っていく必要があります。

平成19年度調査においては、市が今後取り組むべき施策として、2割以上の人が防犯・交通安全・防災体制の充実について取り上げていました。

今後も、地域住民の理解と協力を得ながら、関係機関と連携し、見守り体制の充実など地域ぐるみの防犯活動の充実、強化に努めるとともに、地震、火災、風水害などの災害に備え、防災体制の一層の充実を図っていく必要があります。

#### 【施策の体系】





## 【事業の展開】

### (1) 地域防犯体制の充実

防犯連絡協議会の活動を支援するとともに、警察との連携による防犯のための意識啓発活動や、地域での安全対策や見守り活動を推進し、地域防犯体制の充実に努めます。

地域見守り体制の充実

### (2) 防犯・安全のための環境整備

犯罪や交通事故を未然に防止し、夜間の安全性を確保するため、防犯灯の整備を推進します。

### (3) 子どもの安全確保

学校・保護者・地域社会が一体となってパトロール活動を進め、児童生徒の登下校や放課後の安全確保に努めます。また、学校と地域などが協力して、市内に「子どもを守る110番の家」を拡充し、安全な登下校ができるよう環境整備を進めます。

事故防止対策

交通安全教室・交通安全活動

### (4) 防災体制づくりの推進

常備消防・非常備消防の機能や設備の充実、防災施設の整備、自主防災組織の充実・強化を図りながら防災体制づくりを推進します。また、社会福祉施設の防災対策強化や、高齢者や障害のある人に配慮した防災体制の確保を図ります。

#### **( 5 ) 防災情報体制の整備**

緊急通報装置の配備を進めるとともに、高齢者や障害のある人等の要援助者のリストアップによる緊急連絡網の整備を進めます。また、防災行政無線などを利用した緊急災害時の迅速な情報伝達に努めます。

#### **( 6 ) 防災意識の高揚**

自主防災組織や婦人防火クラブ等の育成をはじめ、住民に対する災害弱者への援助に関する広報・啓発、高齢者や障害のある人への防災知識の普及などにより防災意識の高揚を図ります。

## 第5章 地域資源を生かす体制づくり

### 第1節 地域福祉施設の充実

#### 【現状と課題】

地域福祉を推進する上で、各種福祉サービスを提供する基盤であるとともに、人々の活動や交流の拠点となる施設の確保は重要な課題であり、高齢者や障害のある人、乳幼児を抱えた保護者など誰もが安心して社会参加し、活用できる施設、設備の整備に努めていく必要があります。

本市には、子育て支援施設として、地域子育て支援センターが千代田地区、霞ヶ浦地区にそれぞれ1か所設置され、子育てに関する相談や情報交換、親子の交流の場として利用されています。

また、誰もが利用できる地域活動の場として公民館、あじさい館、地域福祉センターなどを提供しており、これら公の施設での住民サービスの向上と経費節減を図るため、民間に管理・運営を委ねる指定管理者制度の導入を検討しています。

平成19年度調査では、今後取り組むべき施策として、地域で交流できる場の充実について1割近い要望があり、これから生じてくる空き施設等について、地域福祉推進の拠点や地域交流の場としての活用などについても検討していく必要があります。

#### 【施策の体系】



指定管理者制度：地方公共団体が設置した「公の施設」の管理について、民間事業者を含む地方公共団体が指定するもの「指定管理者」に管理を委ねる制度。

## 【事業の展開】

### (1) 地域福祉の拠点整備

千代田地区に地域福祉の拠点となる地域福祉センターを整備するほか、世代間のふれあいや交流の場として、地域集会施設などのコミュニティ施設の整備に努めます。

### (2) 地域活動の場の提供

公民館、あじさい館、地域福祉センターなど活動の場の提供を継続して行います。また、市内にある障害者施設について、地域に開かれた場としての活用が図られるよう努めます。

### (3) 施設の管理・有効活用

住民が快適かつ安全に利用できるよう、地域活動の拠点となる公民館、あじさい館、地域福祉センターなどの適切な維持管理に努めます。

### (4) 子育て支援センターの充実

地域における子育て支援の核及び交流の場としての子育て支援センターについては、更なる体制の充実を図ります。

### (5) 児童福祉施設の整備充実

公立保育所については、指定管理者制度を視野に入れ、定員の見直しや運営の効率化に努めます。

地域福祉の拠点：霞ヶ浦地区のあじさい館に加え、千代田地区に新たに地域福祉の拠点となる地域福祉センターを整備。

## 第 2 節 福祉団体の育成・支援

### 【現状と課題】

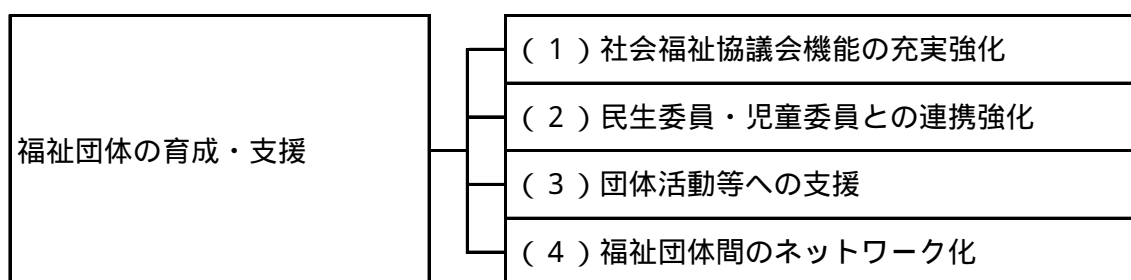
多様化する福祉ニーズに対応し、住民参加による地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会や各種保健福祉団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていく必要があります。

本市では、社会福祉協議会をはじめ、母親クラブ、障害者団体（家族会）、自主福祉活動に取り組む福祉団体など各種団体が地域で活動を展開しており、今後はこれらの団体間の連絡調整・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制づくりを進めていく必要があります。

近年では、NPOや自助グループ活動 など、その活動形態とともに活動分野も多様化している傾向にありますが、平成 19 年度調査でも、市が今後取り組むべき施策として、ボランティアやNPOの育成と活動支援について 1 割近い人が取り上げていました。

住民による自主的活動を支援し、その活動を促進するため、社会福祉協議会を中心とする支援体制の充実・強化を図るとともに、福祉のみならず、環境、災害などの幅広い分野において、新たな担い手として期待されるNPOの育成支援についても進めていく必要があります。

### 【施策の体系】



自助グループ活動：共通する問題や社会的立場にある当事者同士の相互支援活動。

## 【事業の展開】

### (1) 社会福祉協議会機能の充実強化

地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会機能の充実強化を図り、地域に根ざした幅広い福祉施策を推進します。

### (2) 民生委員・児童委員との連携強化

民生委員・児童委員の研修を進めるとともに、団体との情報交換を支援し、地域における日常的な相談、指導活動の充実を図ります。

### (3) 団体活動等への支援

児童館を拠点とした母親クラブ、障害者団体（家族会）、自主福祉活動に取り組む福祉団体などへの情報提供を行い、組織活動を支援します。

### (4) 福祉団体間のネットワーク化

福祉に関する各種活動団体間のネットワーク化を推進し、情報交換の促進、活動の維持・拡大を図ります。

### 第 3 節 地域・家庭の連携促進

#### 【現状と課題】

家庭・地域社会それぞれについて、子どもたちを取り巻く環境が著しく変化し、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されている中で、子育てや青少年の健全育成の分野では、地域ぐるみによる次世代の育成支援が強く求められています。

市では、子育ての孤立化を防ぎ、子育てネットワークなどにより地域で協力して子育てをするための支援や、子どもや青少年と地域との交流促進、児童館や学校の余裕教室などを利用した放課後児童クラブ（市内に 13 か所）等の事業を行っています。

平成 19 年度調査においては、地域の問題点や課題として、世代間の交流が少ないことについては約 3 割、家庭内の子どものしつけが不足していることについては 2 割を超える人が取り上げていました。今後取り組むべき施策として、子育て支援体制の充実をあげた人も 2 割近くに達していました。

今後は、地域・家庭の連携を促進し、子どもたちの社会性を育ための交流活動、基本的生活習慣やしつけ等に関する家庭教育への支援等を、より一層充実していく必要があります。

#### 【施策の体系】



## 【事業の展開】

### (1) 地域・世代間交流の促進

地域とのふれあいを通じて児童の社会性を養うとともに、生活文化の伝承を図るため、地域・世代間交流を促進します。

### (2) 地域・家庭教育の推進

幼児期の発達の特徴に配慮した幼児教育を推進するとともに、子どもと親と一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てができるよう、地域社会と家庭の連携による学習機会の拡充に努めます。

子育て講座  
両親学級・育児教室  
思春期家庭教育

### (3) 子育てネットワークづくりの推進

子育てサポーターの育成など子育てボランティア活動の支援、また、子育てサロンなど仲間との交流による子育て機会の提供に努め、子育て支援ネットワークづくりを推進します。

子育てサロンへの支援  
子育てに関するグループの連携  
子育てボランティア活動への支援  
子育てサポーターの育成  
おもちゃ図書館

### (4) 青少年の健全育成

次代を担う青少年の心身の健全育成を図るため、関係団体相互の連携はもとより、住民総ぐるみの運動を展開します。

また、青少年自身が、多様な交流や自主活動を通じて、積極的に地域社会に参加できるよう支援します。

高齢者とのふれあい事業  
薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動  
子ども会・青少年活動の推進



### (5) 放課後児童クラブの充実

仕事の関係上、保護者が昼間留守がちな家庭の子どもが、放課後安全に、仲間と楽しく過ごすことができるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。また、本事業について、障害児の利用機会の確保について検討します。

放課後児童クラブの状況（各年5月1日現在） (人)

	児童数				
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
千代田地区	106	115	128	148	176
霞ヶ浦地区	-	89	137	176	210
合計	106	204	265	324	386

平成18年現在の放課後児童クラブ数は、千代田地区3か所、霞ヶ浦地区7か所であるが、平成19年には千代田地区を6か所に増設し、合計13か所となっている。

## 第6章 連携・協働による計画の推進

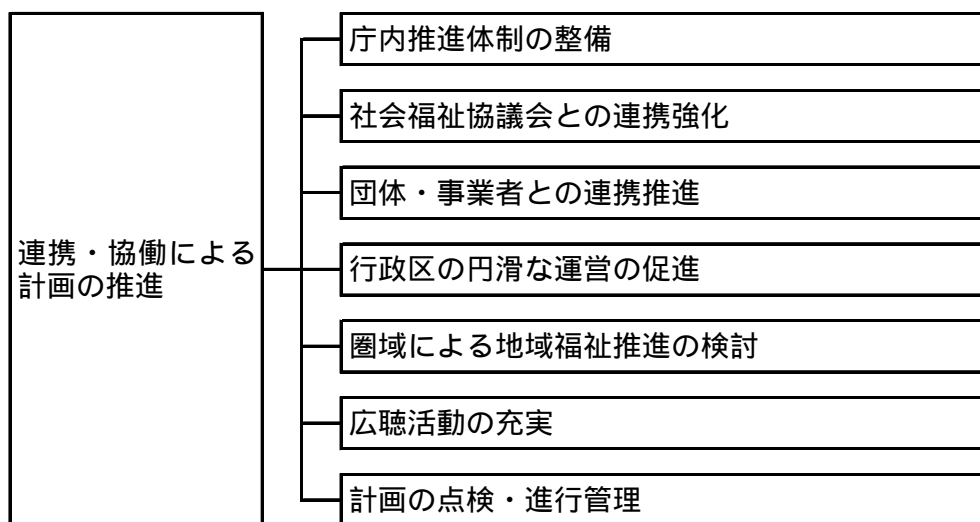
### 【現状と課題】

本計画に定めた、地域福祉の各分野にかかる施策を総合的、効果的に推進するため、庁内の推進体制を築き、事業を推進します。

市では、コミュニティ活動の基盤として区長制度が機能しており、地域生活の向上、自主的な住民自治の推進、行政運営の円滑化などに大きな役割を担っています。本計画に基づく地域福祉の推進に向けて、各行政区の運営を促進するとともに、市社会福祉協議会、地域の各種団体や自主グループ、NPO、民間企業との連携により、地域福祉活動を推進していきます。

また、市民提案制度などによる広聴活動を充実し、住民からの意見・要望の把握に努めるとともに、関係各課や関係機関との意見交換を行い、本計画の点検・進行管理に努めます。

### 【施策の体系】



## **【事業の展開】**

### **第 1 節 庁内推進体制の整備**

本計画の着実な推進のために、関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

### **第 2 節 社会福祉協議会との連携強化**

社会福祉協議会を、地域福祉を推進していく上での中心的な組織として位置づけ、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

### **第 3 節 団体・事業者との連携推進**

自治会をはじめ、地域の各種団体や住民グループなどが自主的に取り組む福祉活動を支援し、その充実に努めるとともに、NPOや民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

### **第 4 節 行政区の円滑な運営の促進**

本市のコミュニティ活動の基盤となる区長制度を活用し、地域福祉のまちづくりに向けて区長会、行政区の円滑な運営を促進します。

### **第 5 節 圏域による地域福祉推進の検討**

本市の将来における地域福祉推進のあり方として、霞ヶ浦地区のあじさい館、千代田地区の地域福祉センターをそれぞれの拠点とし、住民に身近な圏域による地域福祉の展開について検討します。

## **第6節 広聴活動の充実**

住民の意見が広く行政運営と福祉のまちづくりに反映されるよう、市民提案制度の拡充などにより広聴体制の整備に努めます。

## **第7節 計画の点検・進行管理**

関係各課や関係機関との意見交換、住民からの意見・要望の把握等をもとに、計画の進捗状況について点検・進行管理を行い、本計画の着実な推進に努めます。

## 資料編

## かすみがうら市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この訓令は、かすみがうら市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、かすみがうら市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (2) 地域福祉計画策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 関係福祉施設の代表者
- (5) 関係福祉団体の代表者
- (6) 学校教育に関係のある者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定に係る事項の協議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会代表し、議事その他会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

( 会 議 )

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 第 1 回委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市長が行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 庶 務 )

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

( その他 )

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	委 員	備 考
1	萩 田 秋 雄	筑波技術大学教授	委員長
2	白 井 亮	石岡医師会副会長	
3	岩 瀬 一 朗	市区長会長	
4	矢 口 栄 造	市議会議長	
5	和 田 正 美	市議会文教厚生委員長	副委員長
6	安 田 和 夫	千代田地区民生委員児童委員協議会会長	
7	飯 島 偉 市	霞ヶ浦地区民生委員児童委員協議会会長	
8	坂 本 尚 子	社会福祉法人 聖朋会 サンシャインつくば施設長	
9	伊 藤 禎 子	社会福祉法人 川惣会 しらうめ荘施設長	
10	中 山 良 一	市社会福祉協議会事務局長	
11	石 田 安 一	市老人クラブ連合会会長	
12	吉 田 勘 治	市障害者福祉会会長	
13	佐久間 美津江	市ボランティア連絡協議会会長	
14	河 野 久美子	市子どもを守る母の会会長	
15	山 中 修 一	市保健福祉部長（市福祉事務所長）	



## 社会保障審議会福祉部会資料

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定の在り方について」  
(概要)平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会

### 1. はじめに - 地域福祉推進の背景と必要性 -

地域社会の変容等により、不安やストレス、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待などの生活上の諸課題が複雑多様化

他方、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きも顕著

個人の尊厳を重視し対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要

社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえることが必要

地域福祉計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして、自治体の首長、議会のリーダーシップを期待

### 2. 地域福祉推進の理念

地域福祉推進の目的

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」

地域福祉推進の理念

#### (1) 住民参加の必要性

・地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の特徴

#### (2) 共に生きる社会づくり

・地域福祉の推進は、多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠

#### (3) 男女共同参画

・地域福祉の推進は、男女共同参画の視点が必要

#### (4) 福祉文化の創造

・地域住民自らが主体的にかかわり地域福祉を推進することが、それぞれの地域に個性ある福祉文化を創造していくことにつながる。

### 3. 地域福祉推進の基本目標

生活課題の達成への住民等の積極的参加

- ・ 地域社会の全構成員（住民等）がパートナーシップの考えを持つことが重要

利用者主体のサービスの実現

- ・ 利用者の生活課題を総合的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが必要

サービスの総合化の確立

- ・ 多様なサービスの十分な連携による総合的な展開が不可欠

生活関連分野との連携

- ・ 福祉、保健、医療と教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要

### 4. 市町村地域福祉計画

#### (1) 計画に盛り込むべき事項

##### (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

目標の提示

- ・ ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定

目標達成のための戦略

ア 相談支援体制の整備

イ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立

- ・ 社会福祉従事者の専門性の向上

ウ サービスの評価等による利用者の選択の確保

エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応

- ・ 要支援者発見機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援

利用者の権利擁護

- ・ 地域福祉権利擁護事業等の整備

##### (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現

福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策

##### (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援

- ・ 情報、知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

住民等の意識の向上と主体的参加の促進

- ・ 地域住民、サービス利用者の自立
- ・ 住民等の主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催

地域福祉を推進する人材の養成

(4) その他

(2) 計画策定の体制と過程

(1) 市町村行政内部の計画策定体制

- ・ 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームの立ち上げも有効

(2) 地域福祉計画策定委員会

- ・ 地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する地域福祉計画策定委員会を設置
- ・ 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

(3) 地域福祉計画策定方針の決定

- ・ 住民等の意見を十分反映させる旨の策定方針を決定することが必要

(4) 地域福祉計画の目標の設定

- ・ 具体的で計画の達成度の判断が容易な目標を示す工夫が必要

(5) 地域福祉計画策定の手順

- ・ 地域社会の生活課題を発見し解決するには、住民等の主体的参加が欠かせないことを、まず住民等に伝えることが重要
- ・ 住民等の参加を得るためには情報伝達が重要、特に支援を必要とする人々への配慮が必要

(6) 市町村社会福祉協議会の役割

- ・ 社会福祉協議会は、地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有しており、計画策定に積極的に協力することを期待

(7) 社会福祉法人の役割

- ・ 社会福祉法人は、幅広い社会福祉の専門機能を有しており福祉サービスの拠点としての役割を期待

(8) 民生委員・児童委員の役割

- ・ 民生委員・児童委員は、地域福祉活動の担い手となることを期待

(9) 地域福祉圏域及び福祉区の設定

他の法定計画との整合性の確保等にかんがみ、必要に応じて圏域を設定  
地域住民の生活に密着し、一定の福祉サービスや公共施設が整備されて  
いる区域を「福祉区」として住民参加の体制を検討

(10) 計画期間及び公表等

計画期間は、概ね5年とし3年で見直すことが適当  
計画を評価する体制の確保が必要

(11) 他の計画との関係

地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

- ・ 高齢者、障害者、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これら  
の既存計画を内包する計画として、地域福祉計画を策定
- ・ 障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に  
併せて策定を期待

法定計画との関係

- ・ 地域福祉計画と策定済みの他の法定計画の対象分野とが重なる場合、  
既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす  
ことができることとし、既存計画を優先することが適当

## 5. 都道府県地域福祉支援計画

### (1) 支援計画に盛り込むべき事項

- (1) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- (2) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (3) 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (4) その他

### (2) 支援計画の基本姿勢

### (3) 支援計画策定の体制と過程

- (1) 都道府県行政内部の計画策定体制
- (2) 地域福祉支援計画策定委員会
- (3) 支援計画策定方針の決定等
- (4) 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割
- (5) 地域福祉圏域の設定
- (6) 計画期間及び公表等
- (7) 他の計画との関係

以下の内容は、住民意識調査結果の全体を載せていますが、計画書を策定する際には、主な部分をクロス集計し抜粋の上掲載します。

## 住民意識調査結果の概要

### 1. 調査の目的

かすみがうら市地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識や地域での支え合いの状況、日常生活での課題や問題点等を把握し、基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

### 2. 調査の概要

- ・調査地域 : かすみがうら市全域
- ・調査対象者 : 16歳以上の市民の中から無作為で選んだ2,000人
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 : 平成19年9月27日(木)～平成19年10月12日(金)
- ・回収結果

対象件数	回収件数	回収率
2,000件	807件	40.4%

### 3. 調査結果の見方

- (1) 図表の「n (number of case)」は、質問項目に対する回答者数を表しています。
- (2) 「SA (single answer)」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示しています。
- (3) 「MA (multiple answer)」は複数回答で、各設問に対して2つ以上の選択肢を回答しています。
- (4) 質問項目に「あてはまるものすべてに」または「主なもの3つまでに」とあるものに関しては、1人の回答者が複数の選択肢に回答することができる質問であるため、すべての回答比率を合計すると100%を超える場合があります。

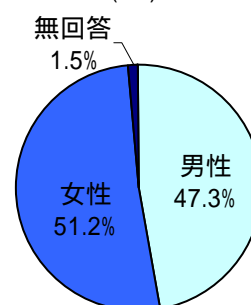
## 4. 調査結果

あなた自身についておたずねします。

問1 あなた(宛名のご本人。以下同じ)の性別はどちらですか。

性別は、「男性」が47.3%、「女性」が51.2%となっており、「女性」の方が若干多くなっています。

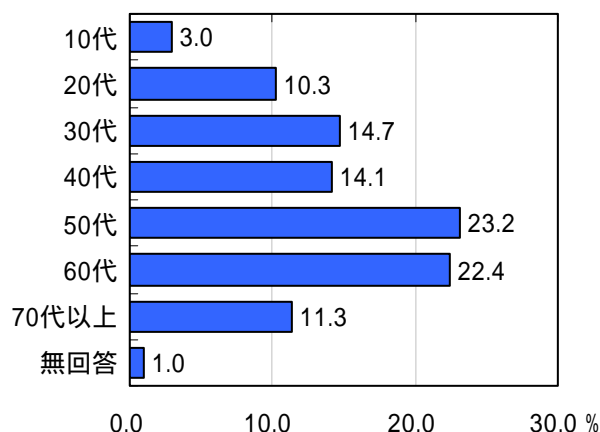
問1 性別 (SA) n=807



問2 あなたの年代は次のどれですか。

年代は、「10代」を除く全ての年代において1割以上となっており、特に「50代」の23.2%、「60代」の22.4%が多くなっています。

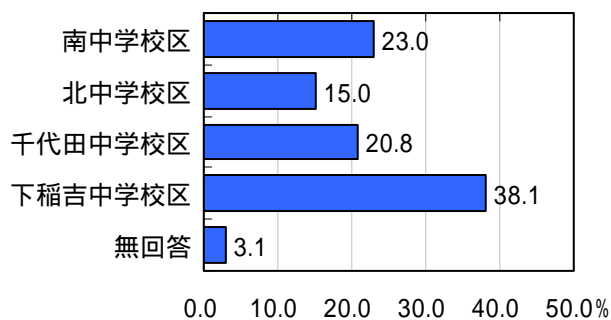
問2 年代 (SA) n=807



問3 あなたが住んでいる地域は次のどれですか。

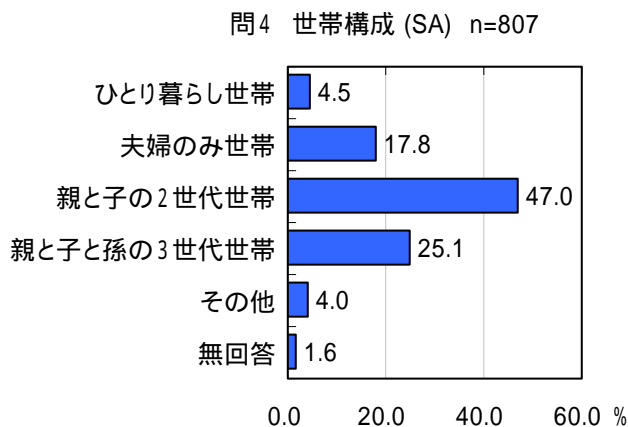
中学校区は、「下稲吉中学校区」が38.1%と最も多く、次いで、「南中学校」が23.0%、「千代田中学校」が20.8%と続きます。

問3 中学校区 (SA) n=807



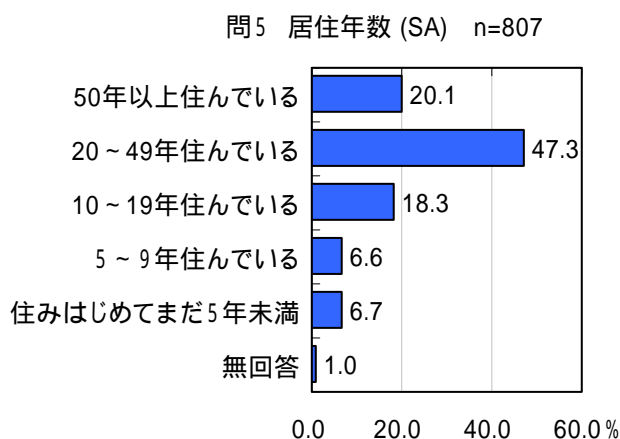
**問4 あなたの世帯は次のどれですか。**

世帯構成は、「親と子の2世代世帯」が47.0%と最も多く、全体の約半数を占めています。次いで、「親と子と孫の3世代世帯」が25.1%、「夫婦のみ世帯」が17.8%と続きます。



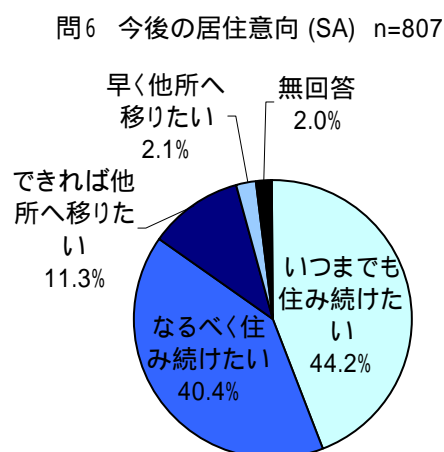
**問5 あなたはかすみがうら市に住んで何年になりますか。**

居住年数については、「20～49年住んでいる」が47.3%と約半数であり、次いで「50年以上住んでいる」が20.1%となっています。



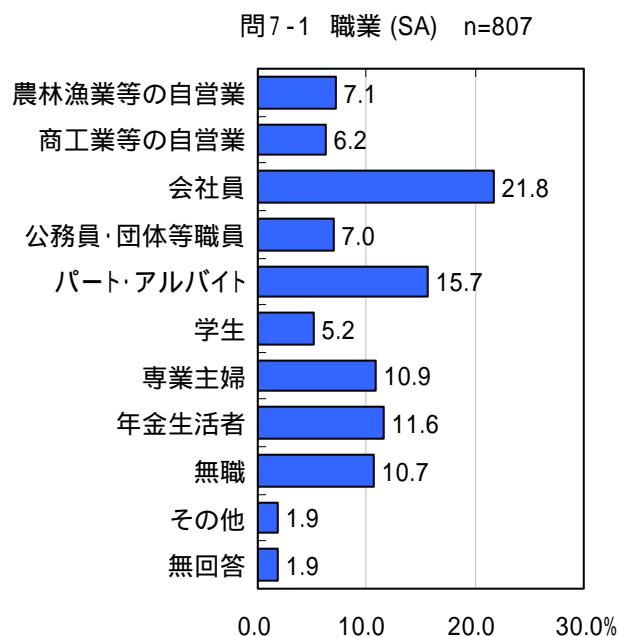
**問6 あなたは今後もかすみがうら市に住み続けたいと思いますか。**

今後の居住意向については、「いつまでも住み続けたい」の44.2%と「なるべく住み続けたい」の40.4%を合わせると全体の85.0%以上が今後もかすみがうら市に住み続けたいと回答しています。



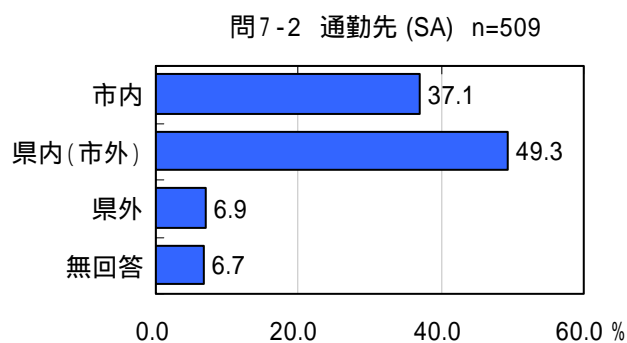
問7-1 あなたの職業は次のどれですか。

職業については、「会社員」が21.8%と多く、次いで「パート・アルバイト」が15.7%となっています。地区別にみると、下稲吉中学校区では他「農林漁業等の自営業」については回答者がおらず、また、「会社員」は25.7%と他に比べ多くなっています。



問7-2 あなたの通勤先・通学先はどこですか。

通勤先・通学先については、「県内(市外)」が49.3%、「市内」が37.1%となっており、半数近くが県内のかすみがうら市以外への通勤・通学となっています。

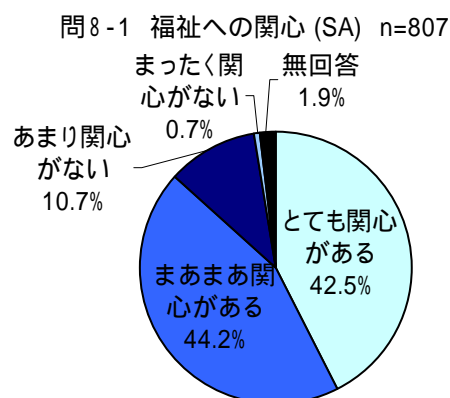




「福祉」についてあなたの思いをおたずねします。

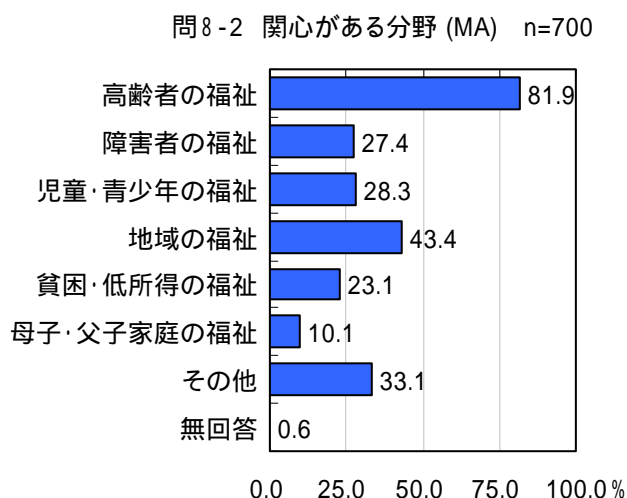
### 問8-1 あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。

福祉への関心は、「とても関心がある」の42.5%と「まあまあ関心がある」の44.2%を合わせると関心があるとの回答は8割を超えます。



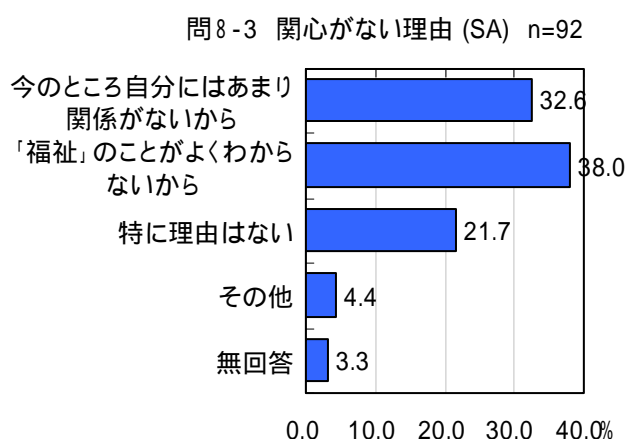
### 問8-2 特に福祉のどの分野に関心がありますか。

福祉の中で関心がある分野については、「高齢者の福祉」が81.9%と最も高く、次いで「地域の福祉」が43.4%となっています。



### 問8-3 福祉に「まったく関心がない」または「あまり関心がない」と回答された理由は何ですか。

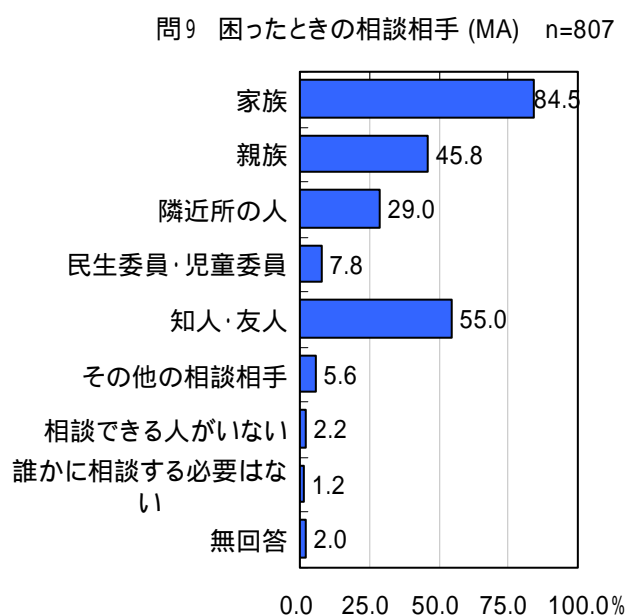
福祉に関心がない理由としては、「福祉」のことがよくわからないから」が38.0%、「今のところ自分にはあまり関係がないから」が32.6%となっています。



「地域」についてあなたの思いをおたずねします。

問9 あなたは地域で困ったときにだれに相談しますか。3つまで選んで○をつけてください。

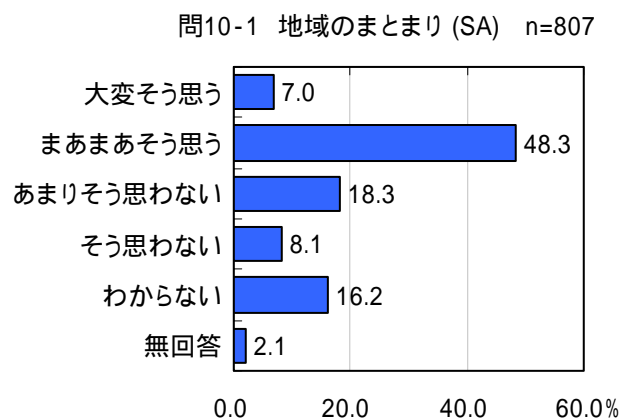
困ったときの相談相手としては「家族」が84.5%と最も多く、次いで「知人・友人」が55.0%、「親族」45.8%と続きます。



問10 あなたの身近な地域について、次の設問(1)~(3)でお考えをうかがいます。

(1) あなたの身近な地域は、まとまりがある方だと思いますか。

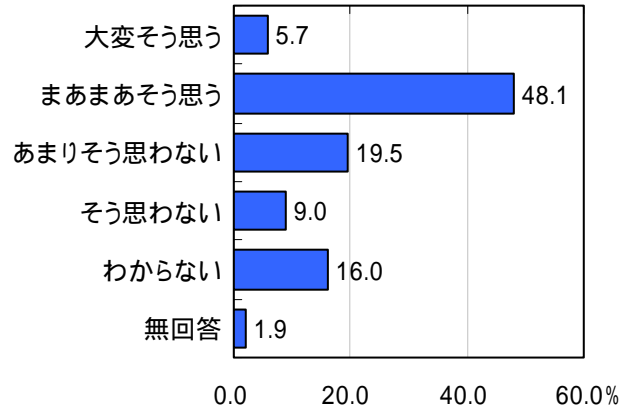
地域のまとまりがある方だと思うかについては、「まあまあそう思う」が48.3%と最も多くなっています。一方、「あまりそう思わない」の18.3%と「そう思わない」の8.1%を合わせると26.4%と全体の1/4となっています。



**(2) あなたの身近な地域では、お互い助け合っていると思いますか。**

身近な地域でお互いが助け合っているかについては、「まあまあそう思う」が48.1%と最も多くなっています。

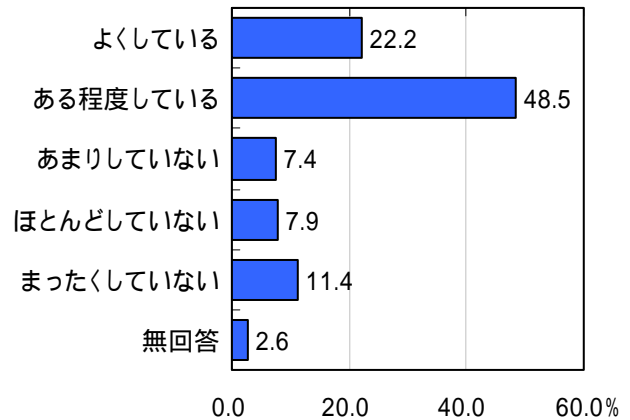
問10-2 地域での助け合い (SA) n=807



**(3) あなたは地区の行事や活動などに参加・協力していますか。**

地区の行事や活動などに参加しているかどうかについては、「ある程度している」が48.5%、「よくしている」が22.2%、合わせると、参加しているとの回答が6割を超えます。

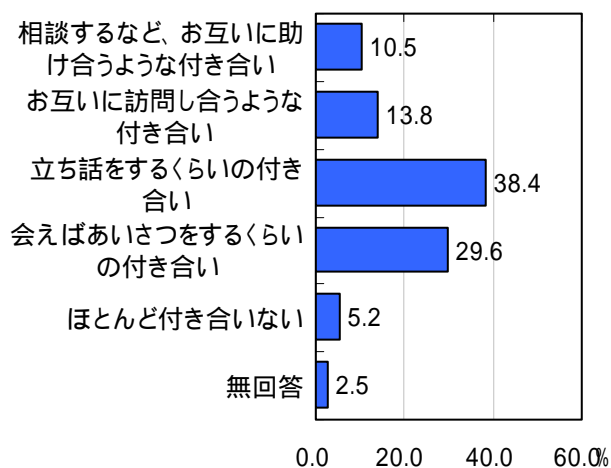
問10-3 地区行事への参加 (SA) n=807



**問 11 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか。**

ふだんの近所付き合いは、「立ち話をするくらいの付き合い」が 38.4%と最も多く、次いで「会えばあいさつをするくらいの付き合い」が 29.6%となっています。

問11 ふだんの近所付き合い (SA) n=807

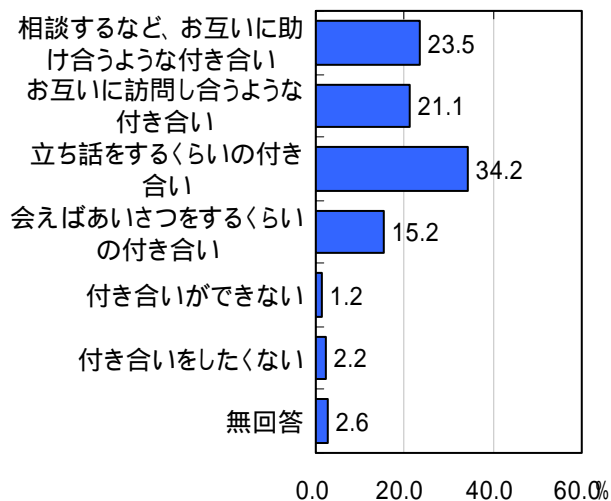


**問 12 今後、あなたはどの程度近所付き合いをしたいと思いますか。**

今後の近所付き合いについては、「立ち話をするくらいの付き合い」が 34.2%、「相談するなど、お互いに助け合うような付き合い」が 23.5%となっています。

問12 今後の近所付き合い (SA) n=807

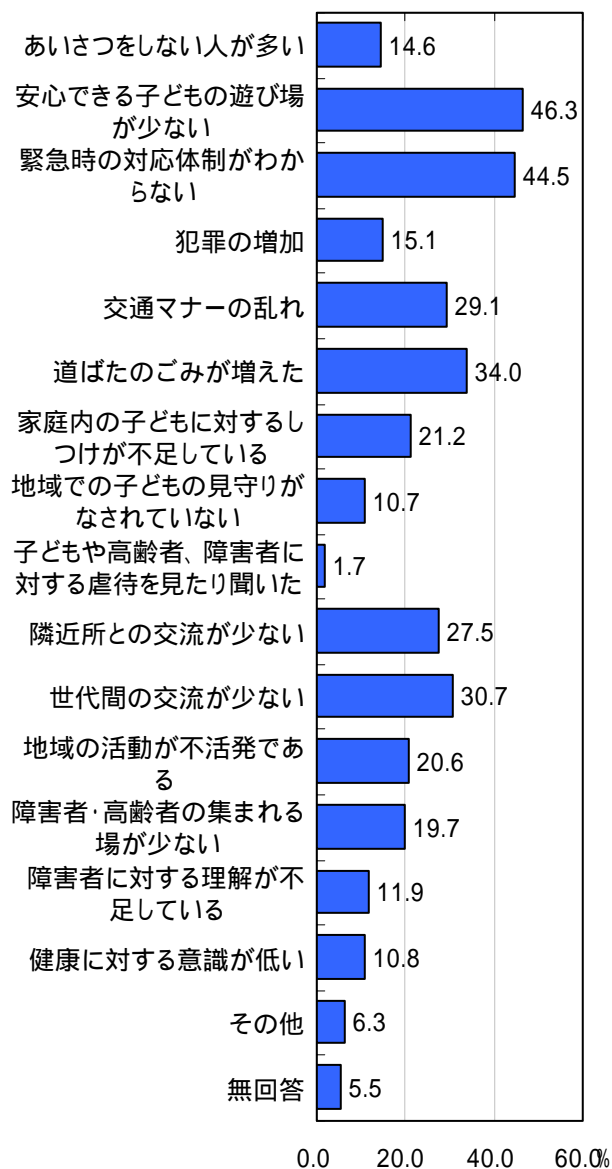
年代別に見ると、10代を除く全ての年代において、「相談するなど、お互いに助け合うような付き合い」は2割程度となっています。



問 13 現在、あなたの住んでいる地域にはどのような問題や課題があると感じていますか。

現在住んでいる地域の問題や課題については、「安心できる子どもの遊び場が少ない」が46.3%、「緊急時の対応体制がわからない」が44.5%、「道ばたのごみが増えた」が34.0%、「世代間の交流が少ない」が30.7%と続きます。

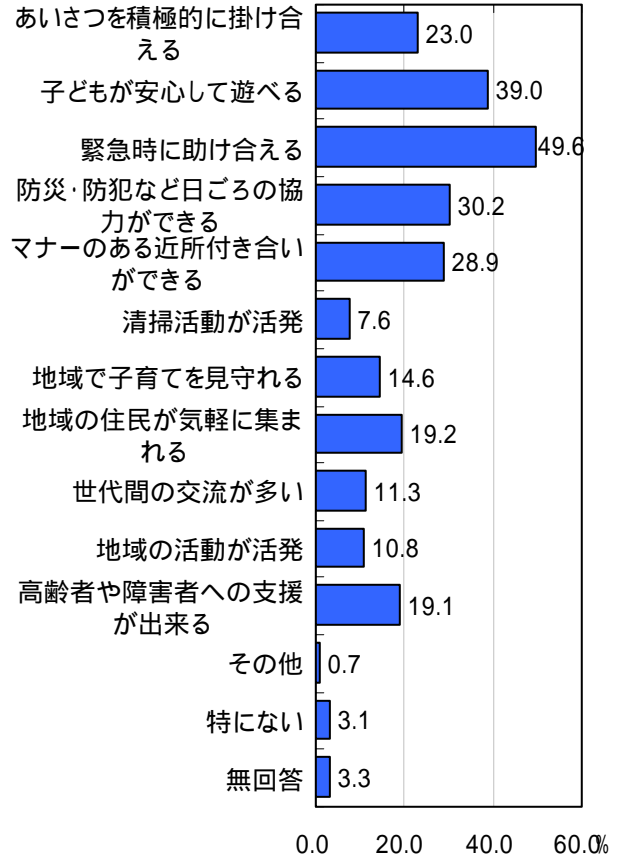
問13 地域の問題点や課題 (MA) n=807



問 14 今後、あなたはどのようなことができる地域にしていきたいですか。

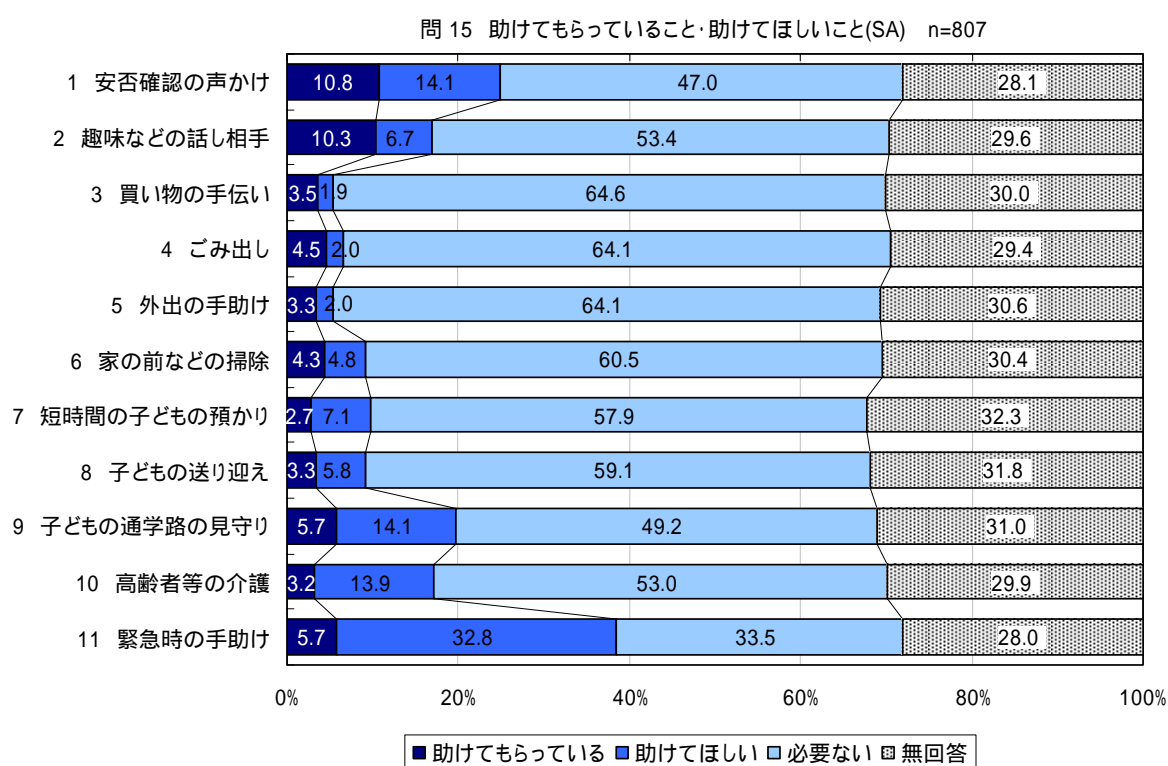
今後どのようなことができる地域にしていきたいかに対しては、「緊急時に助け合える」が 49.6%と多く、次いで「子どもが安心して遊べる」が 39.0%、「防災・防犯など日ごろの協力ができる」が 30.2%と続きます。

問14 今後の地域 (MA) n=807



**問 15 現在、あなたは日常生活の中で、次の(1)~(11)の項目のうち、地域の人に助けられていることや、助けてほしいことがありますか。**

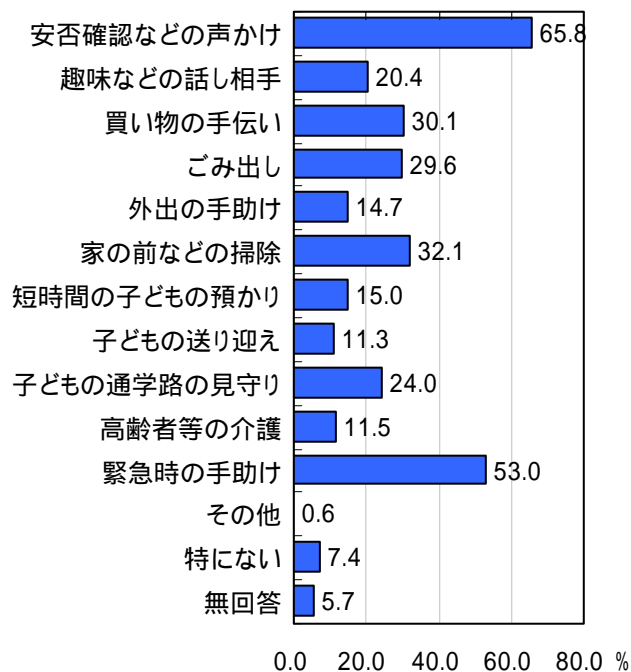
日常生活の中で助けられていることや助けてほしいことについては、以下のグラフのとおりです。このなかでも、助けられているとの回答が多かったものは「安否確認の声かけ」の10.8%、「趣味などの話し相手」の10.3%の2項目が、1割を超えています。また、助けてほしいとの割合が多かったものは、「緊急時の手助け」の32.8%、「子どもの通学路の見守り」の14.1%、「安否確認の声かけ」の14.1%、「高齢者等の介護」の13.9%です。



**問 16 隣近所で、高齢者や障害者の介助・介護や子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。**

可能な手助けについては、「安否確認などの声かけ」が 65.8%、「緊急時の手助け」が 53.0%の 2 項目が特に多く、次いで、「家の前などの掃除」が 32.1%、「買い物の手伝い」が 30.1%となっています。

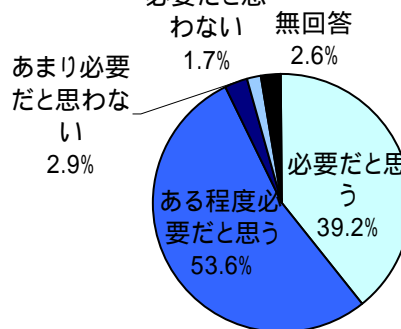
問16 可能な手助け (MA) n=807



**問 17 今後、あなたは地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか。**

住民相互の協力関係については、「必要だと思う」の 39.2%と「ある程度必要だと思う」の 53.6%を合わせると、全体の 9 割以上が必要だと思うと回答しています。

問17 住民相互の協力関係 (SA) n=807



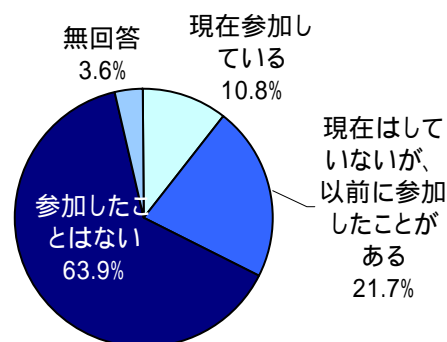


「ボランティア活動」についてあなたの思いをおたずねします。

問 18-1 あなたは今までボランティア活動に参加したことがありますか。

ボランティア活動の参加有無については、「現在参加している」の 10.8%と、「現在はしていないが、以前に参加したことがある」の 21.7%を合わせると、全体の 3 割がボランティア活動の経験があるとなっています。

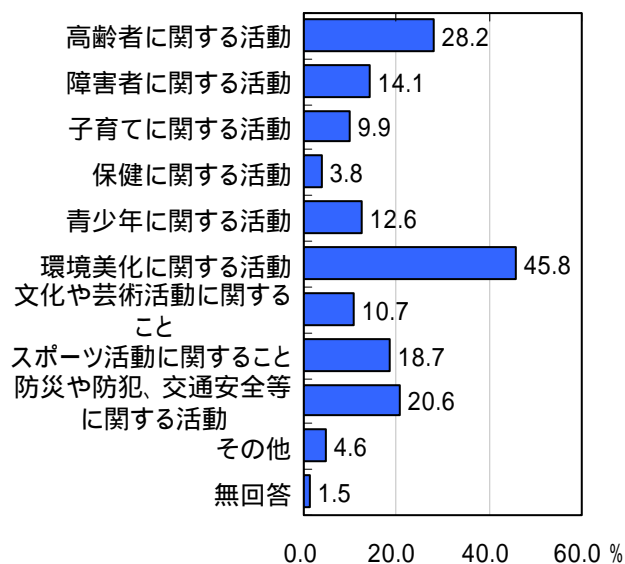
問18-1 ボランティア活動の参加有無 (SA) n=807



問 18-2 どんなボランティア活動をされましたか。

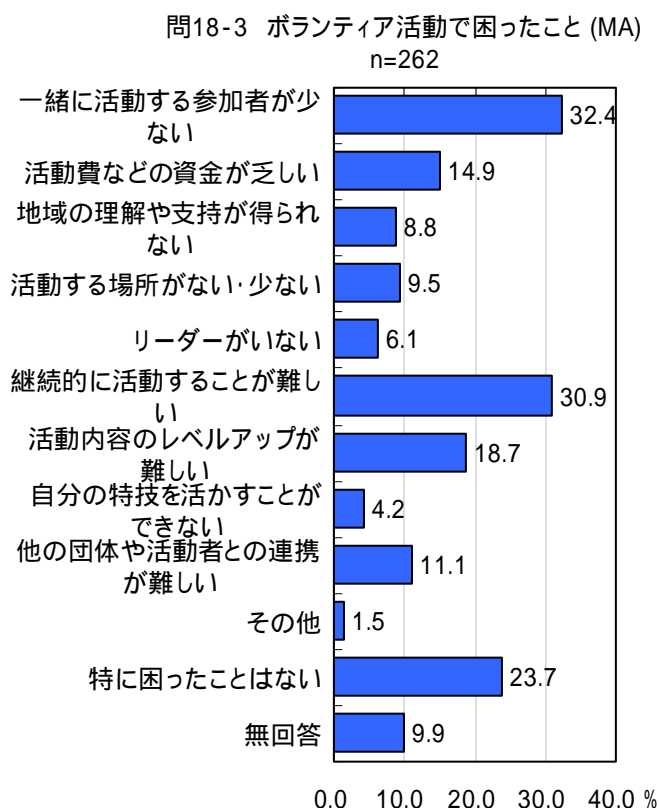
ボランティアの内容としては、「環境美化に関する活動」が 45.8%と最も多く、「高齢者に関する活動」が 28.2%、「防災や防犯、交通安全等に関する活動」が 20.6%と続きます。

問18-2 ボランティア内容 (MA) n=262



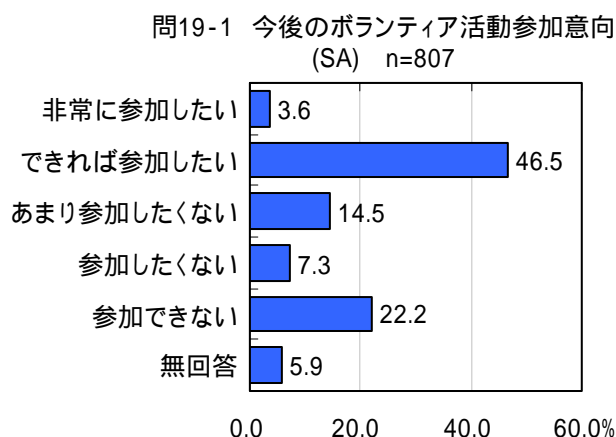
### 問 18-3 ボランティア活動の中で困ったこと、苦労したことがありますか。

ボランティア活動で困ったこととしては、「一緒に活動する参加者が少ない」の32.4%と、「継続的に活動することが難しい」が30.9%と3割を超えています。一方、「特に困ったことはない」も23.7%と多くなっています。



### 問 19-1 今後、あなたはボランティア活動に参加したいと思いますか。

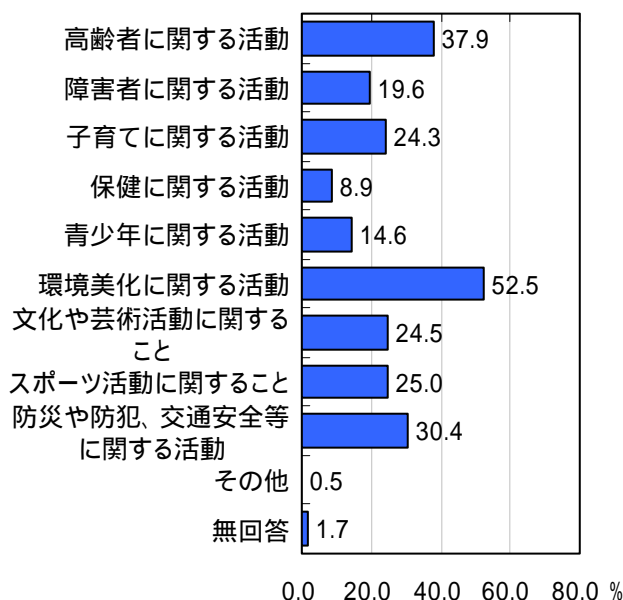
今後のボランティア活動参加意向については、「非常に参加したい」の3.6%と、「できれば参加したい」の46.5%を合わせると全体の半数は参加したいとの意向になっています。一方、「あまり参加したくない」の14.5%と「参加できない」の7.3%を合わせると参加したくないとの回答が2割以上あり、また、「参加できない」も22.2%と約2割となっています。



### 問 19-2 どんなボランティア活動の内容に参加したいですか。

今後のボランティア活動の参加希望内容としては、「環境美化に関する活動」が52.5%と最も多く、次いで「高齢者に関する活動」が37.9%、「防災や防犯、交通安全等に関する活動」が30.4%と続きます。

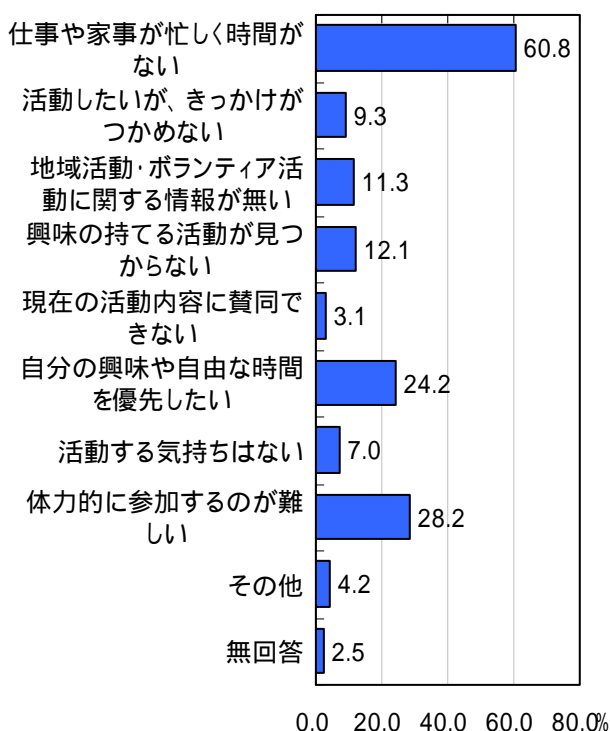
問19-2 今後の参加希望内容 (MA) n=404



### 問 19-3 ボランティア活動に参加したくない、参加できない理由は何ですか。

今後ボランティア活動に参加したくない、できない理由については、「仕事や家事が忙しく時間がない」が60.8%と突出して多く、ついで、「体力的に参加するのが難しい」が28.2%、「自分の興味や自由な時間を優先したい」が24.2%と続きます。

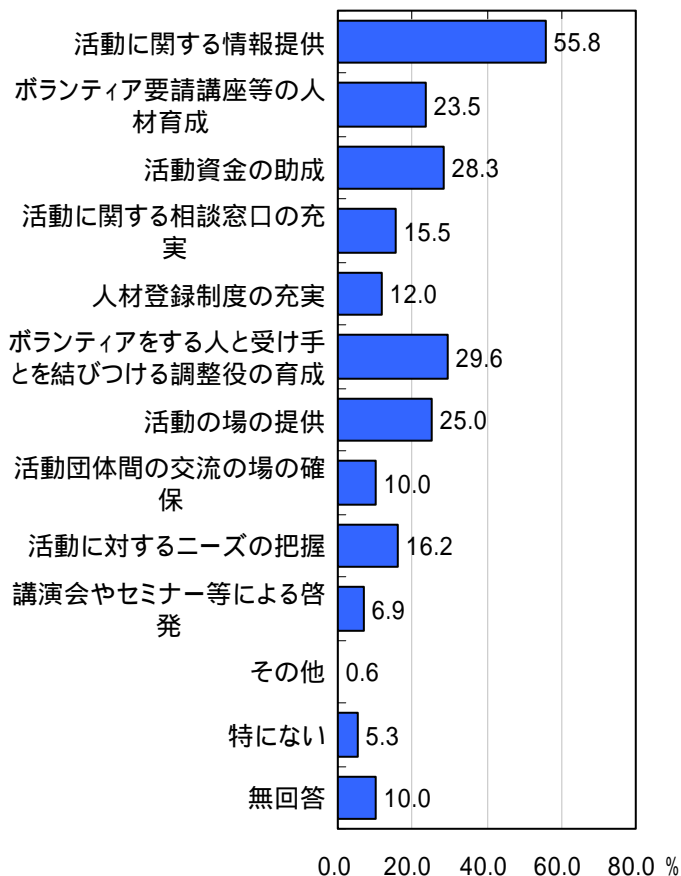
問19-3 参加しない理由 (MA) n=355



問 20 ボランティア活動を活性化するためには、行政・関係機関はどのようなことに  
取り組む必要があると思いますか。

ボランティア活動活性化のために行政が取り組んでいくこととしては、「活動に関する情報提供」が55.8%と最も多く、次いで、「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」が29.6%、「活動資金の助成」が28.3%と続いています。

問20 ボランティア活動活性化のため (MA)  
n=807

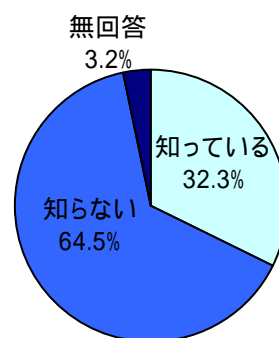


福祉サービス全般についておたずねします。

### 問 21 あなたの住まいの地域を担当する民生委員・児童委員をご存じですか。

住まいの地域を担当する民生委員・児童委員の認知については、「知っている」が32.3%に対し、「知らない」が64.5%と約2倍近となっています。

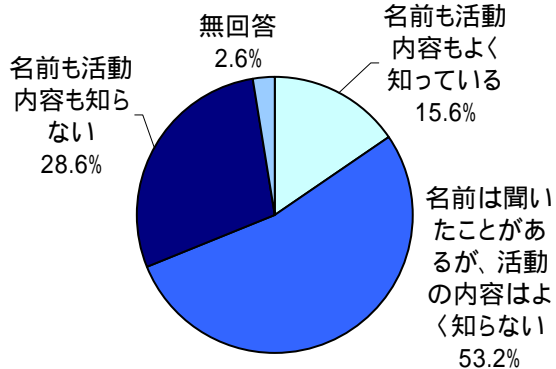
問21 担当の民生委員の認知 (SA) n=807



### 問 22 あなたは「社会福祉法人 かすみがうら市社会福祉協議会」をご存じですか。

社会福祉協議会の認知については、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が53.2%と最も多く、次いで、「名前も活動内容も知らない」が28.6%となっています。

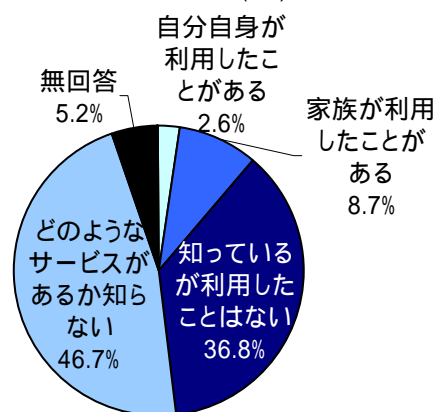
問22 社会福祉協議会の認知 (SA) n=807



問 23 あなたは、かすみがうら市内で行われている福祉サービス(高齢者・介護保険・障害者・児童福祉サービス等)をご存じですか。また、利用されたことはありますか。

福祉サービスについては、「どのようなサービスがあるか知らない」が46.7%と半数近くを占めており、次いで「知っているが利用したことはない」が36.8%となっています。

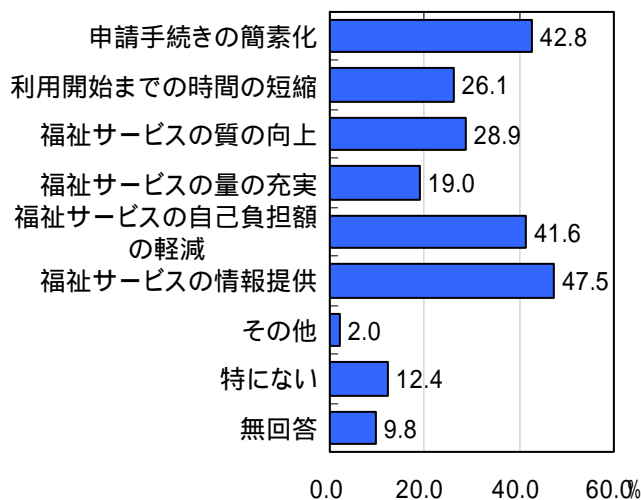
問23 福祉サービスについて (SA) n=807



問 24 あなたは、福祉サービス利用に関してどのようなことを改善してほしいと思いますか。

福祉サービスの改善点としては、「福祉サービスの情報提供」が47.5%、「申請手続きの簡素化」が42.8%、「福祉サービスの自己負担額の軽減」が41.6%、という順になっています。

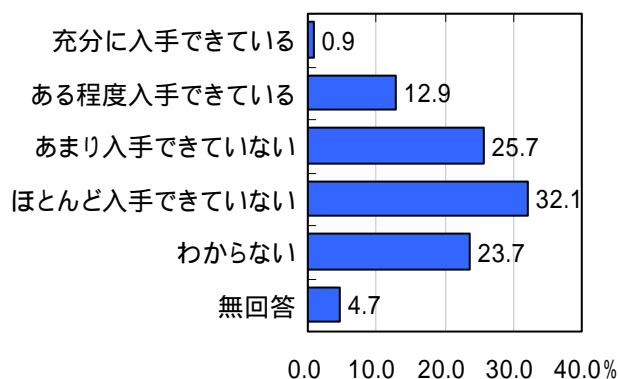
問24 福祉サービスの改善点 (MA) n=807



**問 25 あなたは、福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると感じていますか。**

福祉サービスの情報入手度については、「ほとんど入手できていない」が32.1%と最も多く、「あまり入手できていない」の25.7%と合わせると、全体の6割近くが入手できていないと感じています。

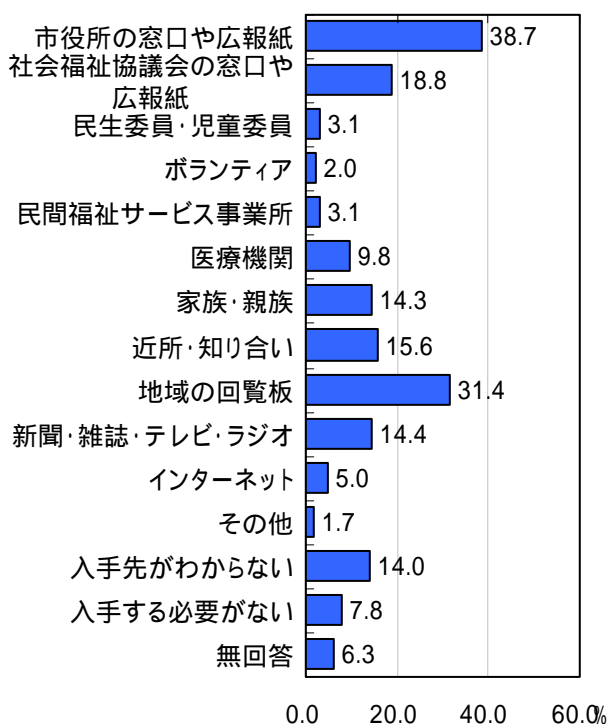
問25 福祉サービスの情報入手度 (SA)  
n=807



**問 26 あなたは、福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。**

福祉サービスの情報入手源については、「市役所の窓口や広報紙」が38.7%、「地域の回覧板」が31.4%、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が18.8%となっています。

問26 福祉サービスの情報入手源 (MA)  
n=807



問 27 今後、地域福祉を進めるためにかすみがうら市はどのような施策に取り組んでいくべきだと思いますか。

今後地域福祉を進めるために市が取り組んでいく施策としては、「医療サービス体制の充実」が49.9%と最も多く、次いで「高齢者や障害者の生活支援の充実」が33.2%、「福祉サービスに関する情報の充実」が25.3%と続きます。

問27 今後取り組むべき施策 (MA) n=807

